本資料のうち、枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-工-D-01-0055_改 0
提出年月日	2020年11月10日

# 基本設計方針に関する説明資料 【第72条 電源設備】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020年11月

東北電力株式会社

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

 $\mathcal{C}_{\mathcal{I}}$ 

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機(2020/9/25 補正申請版)	東海第二発電所	大川原子力発電所第 2 号機  1.2 代替所内電気系統 1.2.1 系統構成 非常用所内電気設備は、3 系統の非常用母線等(メタルクラッドスイッチギア(非常用)(6900V, 1200Aのものを2個),メタルクラッドスイッチギア(高圧炉心スプレイ系用)(6900V, 1200Aのものを1個),パワーセンタ(非常用)(600V, 5000Aのものを2個),モータコントロールセンタ(非常用)(600V, 800Aのものを14個),モータコントロールセンタ(高圧炉心スプレイ系用)(600V, 800Aのものを1個),動力変圧器(非常用)(3300kVA,6750/460Vのものを2個),動力変圧器(非常用)(3300kVA,6750/460Vのものを2個)か力変圧器(非常用)(75kVA,460/120Vのものを4個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも「系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。 【72条19】	記載方針の相違 設備名称の相違 設計の差異 (非常用所内電気設備の系統構成の相違。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25 補正申請版)		女川原子力発電所第2号機	備考
タウル 「Pringで9分が 1 / J 元 电川 岩 1 / ク1双 (4040)/ 3/40 間止 中間収)	水1477一元电//	これとは別に上記3系統の非常用母線等の機能が喪	νπ <i>^</i> -7
		失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な	
		設備に電力を給電する代替所内電気設備として、ガス	設計の差異
		タービン発電機接続盤(7200V, 1200Aのものを2個),	(代替所内電気設備の系統構成の相違。)
		メタルクラッドスイッチギア(緊急用)(7200V, 1200A	
		のものを 3 個),動力変圧器(緊急用)(500kVA,	
		6900/460V のものを 2 個, 750kVA, 6750/460V のものを	
		1個),パワーセンタ (緊急用) (600V, 3000A のものを	
		1 個), モータコントロールセンタ (緊急用) (600V,	
		800A のものを 4 個), ガスタービン発電設備燃料移送	
		ポンプ接続盤 (600V, 100A のものを 1 個), 460V 原子	
		<ul><li>炉建屋交流電源切替盤(緊急用)(600V, 150Aのものを 1個),460V原子炉建屋交流電源切替盤(非常用)(600V,</li></ul>	
		30A のものを 2 個), メタルクラッドスイッチギア (非	
		常用) (6900V, 1200A のものを 2 個), 120V 原子炉建屋	
		交流電源切替盤(緊急用)(120V, 30A のものを 1 個)	
		及び中央制御室 120V 交流分電盤 (緊急用) (20kVA,	
		460/120V のものを 1 個) を使用できる設計とする。	
		【72条 20】	
		代替所内電気設備は、上記に加え、電路、計測制御	
		装置等で構成し、常設代替交流電源設備又は可搬型代	
		替交流電源設備の電路として使用し電力を供給できる	設計の差異
		設計とする。また、代替所内電気設備は、少なくとも	(代替所内電気設備を電路とする設備
		1 系統は機能の維持及び人の接近性を考慮した設計と	違。)
		する。	表現の相違
		【72条21】	(女川 2 号の常設代替直流電源設備は
			所内電気設備として位置付けしていない
			とによる差異。「3.2 常設代替直流電源設
			にて整理。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

			T
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		1.2.2 多様性,位置的分散等	
		代替所内電気設備の <mark>ガスタービン発電機接続盤,</mark> メ	設計の差異
		タルクラッドスイッチギア (緊急用),動力変圧器 (緊	
		急用),パワーセンタ(緊急用),モータコントロール	
		センタ (緊急用), <mark>ガスタービン発電設備燃料移送ポン</mark>	違。)
		<mark>プ接続盤,</mark> 460V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用) <mark>,</mark>	
		460V 原子炉建屋交流電源切替盤(非常用), 120V 原子	
		炉建屋交流電源切替盤(緊急用)及び中央制御室 120V	
		交流分電盤(緊急用)は、非常用所内電気設備と異な	+100104
		る区画に設置することで、非常用所内電気設備と共通	表現の相違
		要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分数ない。	
		散を図る設計とする。 [72.条 52]	
		【72条53】	
		代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成する	
		ことにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を	
		有する設計とする。	
		【72条54】	
		これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代	
		替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性	
		を有する設計とする。	
		【72条 55】	
			+ 72 o 40 74
			表現の相違
			(女川2号は「3.2 常設代替直流電源設備」に整理。)
			1

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

## 先行審査プラントの記載との比較表 (非常用電源設備の基本設計方針)

	事流第二 双電形	ナ川原スカ双季形笠の具機	<b>准</b> 字
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25 補正申請版)	東海第二発電所	友川原子力発電所第2号機  重大事故等対処施設の動力回路に使用するケーブルは、負荷の容量に応じたケーブルを使用し、非常用電源系統に接続するか、非常用電源系統と独立した代替所内電気系統へ接続する設計とする。 【72条 22】	横考 表現の相違 (女川 2 号は「3.2 常設代替直流電源設備」に整理。)

- 4 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

教教に40~(足能した)(20教/(参/1)	LVI III		
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	<u>女川原子力発電所第2号機</u>	備考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第 2 号機	備考  《柏崎刈羽7号機との比較〉 設計の差異 (柏崎は複数号炉申請であるが,女川は単独 号炉申請のため、「号炉間電力融通設備」を 自主対策設備として設ける。東二は単号炉立 地である)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

較表において追記したもの(比較対象外)			
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2. 交流電源設備 2.1 非常用交流電源設備 2.1.1 系統構成 非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時に おいて、重大事故等対処設備(設計基準拡張)として 使用できる設計とする。 【72条23】	記載方針の相違 表現の相違 (重大事故等対処設備の区分の相違。東二と 実質的な違いはない。)
			記載方針の相違 (女川2号の項目を「系統構成」と「多様性、 位置的分散等」に分けたことによる記載場所 の相違。女川2号の記載は【72条26】が対 象。記載に差異なし。)
		非常用交流電源設備のうち非常用ディーゼル発電機は重大事故等時に、ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)、ATWS 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)、ATWS 緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)、ほう酸水注入系、代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)、高圧窒素ガス供給系(非常用)、低圧代替注水系	設計の差異
		(常設) (復水移送ポンプ), 低圧代替注水系(可搬型), 残留熱除去系(低圧注水モード), 低圧炉心スプレイ系, 残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード), 原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。), 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設), 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型), 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード), 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード), 代替循環冷却系,原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ),	
		原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ホンク), 原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ),原子炉格納容器下部注水系(可搬型),計測制 御装置及び非常用ガス処理系へ電力を供給できる設計 とする。 【72条 24】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

## 先行審査プラントの記載との比較表 (非常用電源設備の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25 補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
	水) 中 刃 一 兀 电	非常用交流電源設備のうち高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は重大事故等時に、高圧炉心スプレイ系及び計測制御装置へ電力を供給できる設計とする。 【72条25】	
		2.1.2 多様性,位置的分散等 非常用交流電源設備は,設計基準事故対処設備であるとともに,重大事故等時においても使用するため, 重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針 を適用する。ただし,多様性及び独立性並びに位置的 分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はない ことから,重大事故等対処設備の基本方針のうち, 「5.1.2 多様性,位置的分散等」に示す設計方針は適 用しない。 【72条 26】	位置的分散等」に分けたことによる記載場所

- 7 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (非常用電源設備の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2.2 常設代替交流電源設備 2.2.1 系統構成 設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより 重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損 傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃 料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の 著しい損傷を防止するために必要な交流負荷へ電力を 供給する常設代替交流電源設備としてガスタービン発 電機を設ける設計とする。 【72条1】	記載方針の相違 設備名称の相違
		常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク、多ンクローリ、電路、計測制御装置等で構成し、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合に、重大事故等時に対処するために外部電源喪失時に自動起動したガスタービン発電機を、メタルクラッドスイッチギア(緊急用)を介してメタルクラッドスイッチギア(非常用)又はモータコントロールセンタ(緊急用)へ接続することで電力を供給できる設計とする。 また、緊急時対策所への電力確保のため、外部電源喪失時に自動起動したガスタービン発電機を、メタルクラッドスイッチギア(緊急用)を介してメタルクラッドスイッチギア(緊急用)を介してメタルクラッドスイッチギア(緊急時対策所用)へ接続することで電力を供給できる設計とする。 【72条2】	記載の明確化

- 8 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2.2.2 多様性、位置的分散等常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ガスタービン発電機をガスタービンにより駆動することで、ディーゼルエンジンにより駆動する非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。 【72条31】	記載方針の相違 設備名称の相違 設計の差異 (非常用交流電源設備との多様性の取り方 の相違。)
		常設代替交流電源設備のガスタービン発電機。ガスタービン発電設備軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ及びタンクローリは、原子炉建屋付属棟から離れた屋外に設置又は保管することで、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び燃料デイタンク並びに原子炉建屋付属棟近傍の燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 【72条32】	設備名称の相違
		常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機からメタルクラッドスイッチギア(非常用)までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機からメタルクラッドスイッチギア(非常用)までの系統及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機からメタルクラッドスイッチギア(高圧炉心スプレイ系用)までの系統に対して、独立性を有する設計とする。 【72条33】	設計の差異
		これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。 【72条34】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較寿において追記したもの(比較対象外)

参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2.3 可搬型代替交流電源設備 2.3.1 系統構成 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動 力電源喪失)した場合に,重大事故等が発生した場合 において,炉心の著しい損傷,原子炉格納容器の破損, 使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転	表現上の相違 記載方針の相違 表現の相違
		停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために 必要な交流負荷へ電力を供給する可搬型代替交流電源 設備として、電源車を使用できる設計とする。 【72条5】	設備名称の相違
		可搬型代替交流電源設備は、電源車、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、電路、計測制御装置等で構成し、電源車を、メタルクラッドスイッチギア(緊急用)を経由してメタルクラッドスイッチギア(非常用)又はモータコントロールセンタ(緊急用)へ接続することで電力を供給できる設計とする。 【72条6】	設備名称の相違 記載の明確化 設計の差異 (給電する電路の相違。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2.3.2 多様性,位置的分散等 可搬型代替交流電源設備は,非常用交流電源設備と 共通要因によって同時に機能を損なわないよう,電源 車の冷却方式を空冷とすることで,冷却方式が水冷で	記載方針の相違設備名称の相違
		ある非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対し て多様性を有する設計とする。また,可搬型代替交流	
		電源設備は、常設代替交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源車をディーゼルエンジンにより駆動することで、ガスタービンにより駆動するガスタービン発電機を用いる常設代替交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。 【72条35】	(常設代替交流電源設備との多様性も確保。)
		可搬型代替交流電源設備の電源車は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、可搬型代替交流電源設備の電源車は、屋外(緊急用電気品建屋)のガスタービン発電機から離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。【72条36】	設備名称の相違
		可搬型代替交流電源設備は、電源車からメタルクラッドスイッチギア(非常用)までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機からメタルクラッドスイッチギア(非常用)までの系統及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機からメタルクラッドスイッチギア(高圧炉心スプレイ系用)までの系統に対して、独立性を有する設計とする。 【72条37】	設計の差異

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。 【72条38】	設備名称の相違
		可搬型代替交流電源設備の電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。 【72条39】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		3. 直流電源設備及び計測制御用電源設備 3.1 常設直流電源設備 3.1.1 系統構成 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合に、重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な直流負荷へ電力を供給する所内常設蓄電式直流電源設備として、125V蓄電池 2A 及び 2B 並びに 125V充電器 2A 及び 2B を使用できる設計とする。 【72条9】	記載方針の相違 表現の相違 設備名称の相違 設計の差異 (女川は交流電源復旧を考慮し,125V 充電 器を重大事故等対処設備に整理している。)
		所内常設蓄電式直流電源設備は、125V 蓄電池 2A 及び 2B、125V 充電器 2A 及び 2B(125V、700A のものを 2個)①、電路、計測制御装置等で構成し、125V 蓄電池 2A 及び 2Bは、125V直流主母線盤 2A 及び 2B(125V、1800A のものを 2個)、125V直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1(125V、1800A のものを 2個)、125V直流分電盤 2A-1、2A-2、2A-3、2B-1、2B-2 及び 2B-3(125V、1200A のものを 6個)、125V直流電源切替盤 2A 及び 2B(125V、60A のものを 2個)並びに 125V直流 RCIC モータコントロールセンタ(125V、800A のものを 1個)②へ電力を給電できる設計とする。 【72条 10】	設備名称の相違
		所内常設蓄電式直流電源設備の 125V 蓄電池 2A 及び 2B は、全交流動力電源喪失から 1 時間以内に中央制御室において不要な負荷の切り離しを行うこと、また全交流動力電源喪失から 8 時間後に中央制御室外において不要な負荷の切り離しを行うことで、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり、125V 蓄電池 2A 及び 2B から電力を供給できる設計とする。また、交流電源復旧後に、交流電源を 125V 充電器 2A 及び 2B を経由し 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B へ接続することで電力を供給できる設計とする。	設備名称の相違 設計の差異 (交流電源復旧後に,125V 充電器にて交流 電源を直流変換し使用する設計の明確化。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		非常用直流電源設備の 125V 蓄電池 2A, 2B 及び 2H 並びに 125V 充電器 2A, 2B 及び 2H (125V, 700A のものを 2 個, 125V, 50A のものを 1 個) は, 想定される重大事故等時において, 重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。 【72条 28】	記載方針の相違 (女川2号の項目を「系統構成」と「多様性, 位置的分散等」に分けたことによる記載場所 の相違。)
		非常用直流電源設備のうち,125V 蓄電池 2H 及び125V 充電器 2H は,125V 直流主母線盤 2H (125V,1200A のものを1個) 及び125V 直流分電盤 2H (125V,1200A のものを1個) へ接続することで,高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の起動信号及び初期励磁並びにメタルクラッドスイッチギア(高圧炉心スプレイ系用)の制御回路等の高圧炉心スプレイ系の負荷に電力を供給できる設計とする。 【72条29】	記載方針の相違 (女川2号の項目を「系統構成」と「多様性、 位置的分散等」に分けたことによる記載場所 の相違。)
		3.1.2 多様性,位置的分散等 所内常設蓄電式直流電源設備は,原子炉建屋付属棟 内の非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機と異なる制御建屋内に設置すること で,非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機 能を損なわないよう,位置的分散を図る設計とする。 【72条40】	記載方針の相違 設備名称の相違 表現の相違
		所内常設蓄電式直流電源設備は、125V 蓄電池 2A 及び 2B から 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B までの系統に対して、独立性を有する設計とする。 【72条41】	設備名称の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		これらの位置的分散及び電路の独立性によって,所 内常設蓄電式直流電源設備は非常用交流電源設備に対 して独立性を有する設計とする。 【72条42】	設備名称の相違
			記載方針の相違 (女川2号の項目を「系統構成」と「多様性 位置的分散等」に分けたことによる記載場別 の相違。女川2号は【72条28】に記載。)
			記載方針の相違 (女川2号の項目を「系統構成」と「多様性 位置的分散等」に分けたことによる記載場 の相違。女川2号は【72条29】に記載。)
			設計の差異(東二固有の設備に対する記載。)
		非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、 重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針 を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的 分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はない ことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち 「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適 用しない。 【72条30】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25 補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		3.2 常設代替直流電源設備 3.2.1 系統構成 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合に、重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な直流負荷へ電力を供給する常設代替直流電源設備として、125V代替蓄電池を使用できる設計とする。また、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合又は交流電源及び直流電源が喪失した場合は、常設代替直流電源設備として、250V蓄電池を使用できる設計とする。 【72条12】	(東二は常設代替直流電源設備を「代替所内電気設備」として位置付けていることによる差異。) 設計の差異 (250V 蓄電池は直流駆動低圧注水系ポンフへ電源を供給するための女川 2 号固有の設
		常設代替直流電源設備は、125V 代替蓄電池、250V 蓄電池、電路、計測制御装置等で構成し、125V 代替蓄電池は、電力の供給開始から8時間後に中央制御室外において不要な負荷の切離しを行うこと、また250V 蓄電池は、電力の供給開始から1時間後に中央制御室において不要な負荷の切離しを行うことで、電力の供給開始から24時間にわたり、125V 代替蓄電池及び250V 蓄電池から電力を供給できる設計とする。 【72条13】	設備名称の相違 設計の差異 (女川の 125 代替蓄電池は負荷切り離しに より、24 時間にわたり、電力供給を行う設

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

## 先行審査プラントの記載との比較表 (非常用電源設備の基本設計方針)

3.2.2 多様性,位置的分散等常設代替直流電源設備は、制御建屋内の非常用直流電源設備と異なる区画に設置することで、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 【72条43】	
常設代替直流電源設備は、125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 までの系統並びに 250V 蓄 電池から 250V 直流主母線盤までの系統において、独立 した電路で系統構成することにより、非常用直流電源 設備の 125V 蓄電池 2A、2B 及び 2H から 125V 直流主母 線盤 2A、2B 及び 2H までの系統に対して、独立性を有 する設計とする。 【72 条 44】 これらの位置的分散及び電路の独立性によって、常 設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独 立性を有する設計とする。 【72 条 45】	

- 17 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第 2 号機  3.3 可搬型代替直流電源設備 3.3.1 系統構成 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合に、重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な直流負荷へ電力を供給する可搬型代替直流電源設備として125V代替蓄電池、250V蓄電池、電源車、125V代替充電器及び250V充電器を使用できる設計とする。	備考 記載方針の相違 表現の相違 設備名称の相違 設計の差異 (東二は可搬型代替直流電源設備に蓄電流を位置付けていない。女川は電源車及び充電器による変換給電開始までの時間遅れを表
		「(72条14)  可搬型代替直流電源設備は、125V 代替蓄電池、250V 蓄電池、電源車、125V 代替充電器(125V、700A のものを1個)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、電路、計測制御装置等で構成し、125V 代替蓄電池は 125V 直流主母線盤2A-1及び2B-1 (125V、1800A のものを2個)並びに 125V直流電源切替盤2A及び2B(125V、60A のものを2個)へ、250V 蓄電池は250V直流主母線盤(250V、1800A のものを1個)へ接続することで電力を供給できる設計とする。  【72条15】	慮して、常設代替直流電源設備である 125 代替蓄電池、250V 蓄電池を位置づける。) 設計の差異 (可搬型代替直流電源設備の系統構成及び 給電する電路の相違。)
		可搬型代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池は、電力の供給開始から 8 時間後に中央制御室外において不要な負荷の切離しを行うこと、また 250V 蓄電池は、電力の供給開始から 1 時間後に中央制御室において不要な負荷の切離しを行い、125V 代替蓄電池及び 250V 蓄電池から電力を供給し、その後、電源車を代替所内電気設備、125V 代替充電器及び 250V 充電器を経由し 125V直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 並びに 250V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 並びに 250V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 並びに 250V 直流主母線	(負荷切離し操作時間の相違及び電源車を

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

#### 先行審査プラントの記載との比較表 (非常用電源設備の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		可搬型代替直流電源設備は、電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。 【72条16】	設備名称の相違
		3.3.2 多様性、位置的分散等 可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備と 共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源 車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷で ある非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に 対して多様性を有する設計とする。また、125V代替充 電器及び 250V 充電器により交流を直流に変換できる ことで、125V 蓄電池 2A、2B 及び 2H を用いる非常用直 流電源設備に対して多様性を有する設計とする。 【72条 46】	記載方針の相違 設備名称の相違 設計の差異 (可搬型代替直流電源設備の構成の差異。)
		可搬型代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池, 250V 蓄電池, 125V 代替充電器及び 250V 充電器は、制御建屋内の 125V 蓄電池 2A 及び 2B, 125V 充電器 2A 及び 2B 並びに原子炉建屋付属棟内の 125V 蓄電池 2H 及び 125V 充電器 2H と異なる区画又は建屋に設置することで、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 【72 条 47】	(東二は可搬型代替低圧電源車と可搬型整 流器のDB設備との位置的分散をまとめて記
		可搬型代替直流電源設備の電源車は、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 【72条48】	

- 19 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

## 先行審査プラントの記載との比較表 (非常用電源設備の基本設計方針)

数数[C404] CELLOTO (20 /A数对象/1)			T
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		可搬型代替直流電源設備は,125V 代替蓄電池及び電源車から125V 直流主母線盤2A-1 及び2B-1 までの系統並びに250V 蓄電池及び電源車から250V 直流主母線盤までの系統において,独立した電路で系統構成することにより,非常用直流電源設備の125V 蓄電池2A,2B及び2Hから125V直流主母線盤2A,2B及び2Hまでの系統に対して,独立性を有する設計とする。 【72条49】	表現の相違
		これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。 【72条50】	
		可搬型代替直流電源設備の電源車の接続箇所は,共通要因によって接続できなくなることを防止するため,位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。 【72条51】	設備設計の差異

- 20 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (非常用電源設備の基本設計方針)

生、	考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
4.1 非常用交流電源設備の燃料補給設備 記載方針の相違 重大事故等時に、非常用ディーゼル発電機及び高圧 炉心スプレイ系ディーゼル発電機の燃料は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク及び燃料移送ポンプを用いて給油できる設計とする。			4. 燃料設備	
重大事故等時に、非常用ディーゼル発電機及び高圧				記載方針の相違
炉心スプレイ系ディーゼル発電機の燃料は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク及び燃料移送ポンプを用いて給油できる設計とする。				
炉心スプレイ系ディーゼル発電機の燃料は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク及び燃料移送ポンプを用いて給油できる設計とする。			重大事故等時に、非常用ディーゼル発電機及び高圧	設備名称の相違
ィーゼル発電設備軽油タンク, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク及び燃料移送ポンプを用いて給油できる設計とする。				
ィーゼル発電設備軽油タンク及び燃料移送ポンプを用 いて給油できる設計とする。				
いて給油できる設計とする。				
			【72 余 27】	

- 21 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

## 先行審査プラントの記載との比較表 (非常用電源設備の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		4.2 常設代替交流電源設備の燃料補給設備	記載方針の相違
		ガスタービン発電機は,ガスタービン発電設備軽油 タンクからガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用	設備名称の相違
		いて燃料を補給できる設計とする。また、ガスタービン発電設備軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。 【72条3】	設計の差異 (ガスタービン発電設備軽油タンクへ燃料 を補給する設計を明記。)
		非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクからタンクローリへの <mark>燃料</mark> の補給は、ホースを用いる設計とする。 【72条4】	設計の差異 (タンクローリの補給方法を明確化。)
		燃料補給設備のガスタービン発電設備軽油タン <mark>ク及</mark> びタンクローリは、原子炉建屋付属棟から離れた屋外に設置又は分散して保管することで、原子炉建屋付属棟内の燃料デイタン <mark>ク</mark> 並びに原子炉建屋付属棟近傍の燃料移送ポンプ <mark>と</mark> 共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。なお、予備のタンクローリについては、上記タンクローリと異なる場所に保管する設計とする。 【72条32】【72条56】	設備名称の相違 設計の差異 (常設代替交流電源設備及び非常用交流電 源設備への燃料補給設備の構成及び設置場 所の相違。) 設計の差異 (燃料の補給に用いるタンクローリの予備 の設計について記載。)
		非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク並びにガスタービン発電設備軽油タンクは、屋外に分散して設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 【72条 57】	設計の差異 (燃料補給設備のタンクの分散配置について記載。)

- 22 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25 補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		4.3 可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電 源設備の燃料補給設備	記載方針の相違 <柏崎刈羽7号機との比較> 記載箇所の差異 (柏崎は補機駆動用の燃料を補給する設備 を非常用電源設備および補機駆動用燃料設 備に記載している。当該設備は非常用電源設 備でないため、女川は補機駆動用燃料設備に 記載している。)
		電源車は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及 び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク 又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクロー リを用いて燃料を補給できる設計とする。 【72条7】【72条17】	設備名称の相違 設計の差異 (女川 2 号の燃料補給が必要な可搬型の電源設備は電源車であり、その燃料補給方法を 記載。)
		非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの燃料の補給は、ホースを用いる設計とする。 【72条8】【72条18】	設計の差異 (タンクローリの補給方法を明確化。)
		燃料補給設備のガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリは、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に設置又は保管することで、原子炉建屋付属棟内の燃料デイタンク並びに原子炉建屋付属棟近傍の燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。	表現の相違 設計の差異 (電源車及び非常用交流電源設備の燃料補 給設備への構成及び設置場所の相違。) 設備名称の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		また、タンクローリは、屋外のガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプから離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。	設計の差異 (常設代替交流電源設備の燃料補給設備と の位置的分散を有する設計の明確化。)
		なお、予備のタンクローリについては、上記タンクローリと異なる場所に保管する設計とする。 【72条36】【72条48】【72条56】	
		非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク並びにガスタービン発電設備軽油タンクは、屋外に分散して設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 【72条57】	設備名称の相違 表現の相違 設計の差異 (燃料補給に用いるタンクの相違。)

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1〜の展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

## 亜米車項トの対比率

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(電源設備)			ロ 発電用原子炉施設の一	10. その他発電用原子炉の		
第七十二条 発電用原子炉			般構造	附属施設		
施設には、設計基準事故対			(3) その他の主要な構造	10.1 非常用電源設備		
処設備の電源が喪失したこ			(i) 本発電用原子炉施設	10.1.2 重大事故等時		
とにより重大事故等が発生			は,(1)耐震構造,(2)耐津	10.1.2.1 非常用交流電源		
した場合において炉心の著			波構造に加え,以下の基本	設備		
しい損傷、原子炉格納容器			的方針のもとに安全設計を	10.1.2.1.1 概要		
の破損、貯蔵槽内燃料体等			行う。	非常用交流電源設備は,_		
の著しい損傷及び運転停止			b. 重大事故等対処施設(発	想定される重大事故等時に		
中における発電用原子炉内			電用原子炉施設への人の不	おいて, 重大事故等対処設		
の燃料体 (以下「運転停止中			法な侵入等の防止, 中央制	備(設計基準拡張)として使		
原子炉内燃料体」という。)			御室, 監視測定設備, 緊急時	用する。 <b>①</b> a		
の著しい損傷を防止するた			対策所及び通信連絡を行う	非常用交流電源設備のう		
めに必要な電力を確保する			ために必要な設備は, a. 設	ち非常用ディーゼル発電機		
ために必要な設備を施設し			計基準対象施設に記載)	は,ATWS緩和設備(代替		
なければならない。①			(q) 代替電源設備	制御棒挿入機能), ATWS		
			設計基準事故対処設備の	緩和設備(代替原子炉再循		
			電源が喪失したことにより	環ポンプトリップ機能), A		
【解釈】			重大事故等が発生した場合	TWS緩和設備(自動減圧		
1 第1項に規定する「必			において炉心の著しい損	系作動阻止機能), ほう酸水		
要な電力を確保するために			傷,原子炉格納容器の破損,	注入系,代替自動減圧回路		
必要な設備」とは、以下に掲			使用済燃料プール内の燃料	(代替自動減圧機能), 高圧		
げる措置又はこれらと同等			体等の著しい損傷及び運転	窒素ガス供給系 (非常用),		
以上の効果を有する措置を			停止中原子炉内燃料体の著	低圧代替注水系(常設)(復		
行うための設備をいう。②			しい損傷を防止するため,	水移送ポンプ), 低圧代替注		
a)代替電源設備を設ける			必要な電力を確保するため	水系 (可搬型), 残留熱除去		
<i>こと。</i> ②			に必要な重大事故等対処設	系(低圧注水モード),低圧		
			備を設置及び保管する。	炉心スプレイ系, 残留熱除		
i ) 可搬型代替電源設備 (電			(①a重複)	去系(原子炉停止時冷却モ		
源車及びバッテリ等)を配				ード),原子炉補機冷却水系		
備すること。④			ヌ その他発電用原子炉の	(原子炉補機冷却海水系を		
			附属施設の構造及び設備	含む。),原子炉格納容器代		
ii)常設代替電源設備とし			(2) 非常用電源設備の構造	替スプレイ冷却系 (常設),		
て交流電源設備を設置する			(iv) 代替電源設備	原子炉格納容器代替スプレ		
こと。②		設計基準事故対処設備の	設計基準事故対処設備の	イ冷却系 (可搬型), 残留熱	設備設計の明確化	非常用電源設備
		電源が喪失したことにより	電源が喪失したことにより	除去系(格納容器スプレイ	(常設代替交流電源設備と	2.2.1 系統構成
iii)設計基準事故対処設備		重大事故等が発生した場合	重大事故等が発生した場合	冷却モード), 残留熱除去系	して設置する設備を明確化	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	要水事項との対比表 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
に対して、独立性を有し、位		において、炉心の著しい損	<u>において炉心の著しい損</u>	(サプレッションプール水	した。)	
置的分散を図ること。③		傷,原子炉格納容器の破損,	傷,原子炉格納容器の破損,	冷却モード), 代替循環冷却		
		使用済燃料プール内の燃料	使用済燃料プール内の燃料	系,原子炉格納容器下部注		
b) 所内常設蓄電式直流電		体等の著しい損傷及び運転	体等の著しい損傷及び運転	水系 (常設) (復水移送ポン		
源設備は、負荷切り離しを		停止中原子炉内燃料体の著	停止中原子炉内燃料体の著	プ),原子炉格納容器下部注		
行わずに8時間、電気の供給		しい損傷を防止するために	しい損傷を防止するため,	水系 (常設) (代替循環冷却		
が可能であること。ただし、		必要な交流負荷へ電力を供	<u>必要な電力を</u> 確保するため	ポンプ),原子炉格納容器下		
「負荷切り離しを行わず		給する常設代替交流電源設	に必要な重大事故等対処設	部注水系 (可搬型), 計測制		
に」には、原子炉制御室又は		備としてガスタービン発電	備を設置及び保管する。①a	御装置及び非常用ガス処理		
隣接する電気室等において		機を設ける設計とする。		系へ電力を供給できる設計		
簡易な操作で負荷の切り離		①a② 【72条1】	代替電源設備のうち,重	<u>とする。</u> ⑪b		
しを行う場合を含まない。			大事故等の対応に必要な電	非常用交流電源設備のう		
その後、必要な負荷以外を			力を確保するための設備と	ち高圧炉心スプレイ系ディ		
切り離して残り16時間の合			して、常設代替交流電源設	ーゼル発電機は, 高圧炉心		
計24時間にわたり、電気の			備,可搬型代替交流電源設	スプレイ系及び計測制御装		
供給を行うことが可能であ			備,所内常設蓄電式直流電	置へ電力を供給できる設計		
ること。⑤			源設備,常設代替直流電源	<u>とする。</u> ⑪c		
			設備, 可搬型代替直流電源	非常用ディーゼル発電機		
c)24時間にわたり、重大事			設備及び代替所内電気設備	及び高圧炉心スプレイ系デ		
故等の対応に必要な設備に			を設ける。また, 重大事故等	ィーゼル発電機の燃料は,		
電気(直流)の供給を行うこ			時に重大事故等対処設備の	<u>軽油タンク</u> より非常用ディ		
とが可能である可搬型直流			補機駆動用の軽油を補給す	ーゼル発電設備 <u>燃料移送ポ</u>		
電源設備を整備すること。			るための設備として,燃料	<u>ンプ</u> 及び高圧炉心スプレイ		
6			補給設備を設ける。 ☐ (①a	系ディーゼル発電設備燃料		
			①b①c①d①e①f@a@b@c	移送ポンプ <u>を用いて</u> 補給 <u>で</u>		
d) 複数号機設置されてい			⑩d重複)	<u>きる設計とする。</u> (11)d		
る工場等では、号機間の電						
力融通を行えるようにあら			a. 代替交流電源設備によ	10.1.2.1.2 設計方針		
かじめケーブル等を敷設			る給電	非常用交流電源設備は,		
し、手動で接続できること。			(a) 常設代替交流電源設備	「1.1.7 重大事故等対処設		
(13)		M == 11 to 1 to 1 to 1	による給電	<u>備</u> に関する <u>基本方針</u> 」 <u>のう</u>		
) == / == /		常設代替交流電源設備	設計基準事故対処設備の	ち,多様性,位置的分散を除	設備記載の適正化	非常用電源設備
e) 所内電気設備(モーター		は、ガスタービン発電機、ガ	交流電源が喪失(全交流動	く設計方針を <u>適用</u> して設計	(設備名称を工認名称とし	2.2.1 系統構成
コントロールセンター		スタービン発電設備軽油タ	力電源喪失)した場合の重	を行う。 <mark>③</mark> a	た。)	
(MCC)、パワーセンター		ンク, ガスタービン発電設	大事故等対処設備として,			
(P/C)及び金属閉鎖配電盤		備燃料移送ポンプ、非常用		10.1.2.1.2.1 悪影響防止		
(メタクラ)(MC)等) は、代替		ディーゼル発電設備軽油タ	用する。	非常用交流電源設備は,		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可, 技術基準規則	備考
汉州圣牛州州 州州	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	L, HIA
所内電気設備を設けること		ンク、高圧炉心スプレイ系	常設代替交流電源設備	設計基準事故対処設備とし		
などにより共通要因で機能		ディーゼル発電設備軽油タ	は, ガスタービン発電機, ガ	て使用する場合と同じ系統		
を失うことなく、少なくと		ンク, タンクローリ, 電路,	スタービン発電設備軽油タ	構成で重大事故等対処設備		
も一系統は機能の維持及び		計測制御装置等で構成し,	<u>ンク, ガスタービン発電設</u>	(設計基準拡張) として使		
人の接近性の確保を図るこ		設計基準事故対処設備の交	備燃料移送ポンプ,軽油タ	用することで、他の設備に		
Ł。 8		流電源が喪失(全交流動力	<u>ンク, タンクローリ, 電路,</u>	悪影響を及ぼさない設計と		
		電源喪失) した場合に, 重大	計測制御装置等で構成し,	する。�		
		事故等時に対処するために	ガスタービン発電機を外部			
		外部電源喪失時に自動起動	電源喪失時に自動起動し,	10.1.2.1.2.2 容量等		
		した ガスタービン発電機	緊急用高圧母線2F系 <u>を介し</u>	非常用ディーゼル発電		
		を, メタルクラッドスイッ	<u>て</u> 非常用高圧母線2C系及び	機,高圧炉心スプレイ系デ		
		チギア (緊急用)を介してメ	非常用高圧母線2D系 <u>又は</u> 緊	ィーゼル発電機,非常用デ		
		タルクラッドスイッチギア	急用低圧母線2G系 <u>へ接続す</u>	ィーゼル発電設備燃料デイ		
		(非常用) 又はモータコン	ることで電力を供給できる	タンク,高圧炉心スプレイ		
		トロールセンタ (緊急用) へ	<u>設計とする。</u> ②a	系ディーゼル発電設備燃料		
		接続することで電力を供給		デイタンク,軽油タンク,非		
		できる設計とする。		常用ディーゼル発電設備燃		
		また, 緊急時対策所への		料移送ポンプ及び高圧炉心		
		電力確保のため,外部電源		スプレイ系ディーゼル発電		
		喪失時に自動起動したガス		設備燃料移送ポンプは,設		
		タービン発電機を,メタル		計基準事故時に使用する場		
		クラッドスイッチギア(緊		合の容量が, 重大事故等の		
		急用)を介してメタルクラ		収束に必要な容量に対して		
		ッドスイッチギア(緊急時		十分であることから, 設計		
		対策所用) へ接続すること		基準事故対処設備と同仕様		
		で電力を供給できる設計と		で設計する。 \delta		
		する。				
		②a 【72条2】		10.1.2.1.2.3 環境条件等		
				非常用ディーゼル発電		
		ガスタービン発電機は,	ガスタービン発電機の燃	機,高圧炉心スプレイ系デ	設備記載の適正化	非常用電源設備
		ガスタービン発電設備軽油	料は、ガスタービン発電設	ィーゼル発電機,非常用デ	(設備名称を工認名称とし	4.2 常設代替交流電源設
		タンクからガスタービン発	<u>備軽油タンク</u> より <u>ガスター</u>	ィーゼル発電設備燃料デイ	た。)	の燃料補給設備
		電設備燃料移送ポンプを用	ビン発電設備燃料移送ポン	タンク及び高圧炉心スプレ		
		いて燃料を補給できる設計	プを用いて補給できる設計	イ系ディーゼル発電設備燃		
		とする。また、ガスタービン	とする。また、ガスタービン	料デイタンクは、原子炉建		
		発電設備軽油タンクは,非	発電設備軽油タンクの燃料	屋付属棟内に設置し、想定		
		常用ディーゼル発電設備軽	は,軽油タンクよりタンク	される重大事故等時におけ		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	安水事項との刈れ衣							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	坐不跃时万到 (两)	油タンク及び高圧炉心スプ	ローリを用いて補給できる	る環境条件を考慮した設計	人の基本説前の町での利品			
		レイ系ディーゼル発電設備	設計とする。 <b>(1)a</b>	とする。				
		軽油タンクからタンクロー	常設代替交流電源設備	非常用ディーゼル発電機				
		リを用いて燃料を補給でき	は、非常用交流電源設備に	及び高圧炉心スプレイ系デ				
		る設計とする。	対して,独立性を有し,位置	ィーゼル発電機の操作は,				
		⑩a 【72条3】	的分散を図る設計とする。	中央制御室から可能な設計				
			①(③f重複)	とする。				
		非常用ディーゼル発電設		軽油タンク、非常用ディ	設備記載の適正化	同上		
		備軽油タンク及び高圧炉心		ーゼル発電設備燃料移送ポ	(設備名称を工認名称とし			
		スプレイ系ディーゼル発電		ンプ及び高圧炉心スプレイ	た。)			
		設備軽油タンクからタンク		系ディーゼル発電設備燃料				
		ローリへの <mark>燃料</mark> の補給は,		移送ポンプは、屋外に設置				
		ホースを用いる設計とす		し, 想定される重大事故等				
		る。		時における環境条件を考慮				
		⑩b 【72条4】	(b) 可搬型代替交流電源設	した設計とする。		⑩b 引用元:P12		
			備による給電	6				
		設計基準事故対処設備の	設計基準事故対処設備の		設備設計の明確化	非常用電源設備		
		交流電源が喪失(全交流動	交流電源が喪失(全交流動		(可搬型代替交流電源設備	2.3.1 系統構成		
		力電源喪失) した場合に, 重	力電源喪失) した場合の重	10.1.2.1.2.4 操作性の確	として設置する設備を明記			
		大事故等が発生した場合に	大事故等対処設備として,	保	した。)			
		おいて, 炉心の著しい損傷,	可搬型代替交流電源設備を	非常用交流電源設備は,				
		原子炉格納容器の破損, 使	<u>使用する。</u> ①b	設計基準事故対処設備とし				
		用済燃料プール内の燃料体		て使用する場合と同じ系統				
		等の著しい損傷及び運転停		構成で重大事故等対処設備				
		止中原子炉内燃料体の著し		(設計基準拡張) として使				
		い損傷を防止するために必		用する。非常用ディーゼル				
		要な交流負荷へ電力を供給		発電機及び高圧炉心スプレ				
		する可搬型代替交流電源設		イ系ディーゼル発電機は,				
		備として,電源車を使用で		中央制御室の操作スイッチ				
		きる設計とする。		により操作が可能な設計と				
		①a①b 【72条5】		する。 💠		①a 引用元: P2		
		可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	10.1.2.1.3 主要設備及び	設備記載の適正化	同上		
		は、電源車、非常用ディーゼ		仕様	(設備名称を工認名称とし			
		ル発電設備軽油タンク、高	スタービン発電設備軽油タ	非常用交流電源設備の主	た。)			
		圧炉心スプレイ系ディーゼ	ンク, タンクローリ, 電路,	要機器仕様を第10.1-5 表				
		ル発電設備軽油タンク,ガ	計測制御装置等で構成し,	に示す。③				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
23	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	¥ ***
		スタービン発電設備軽油タ	電源車は緊急用高圧母線2G			
		ンク, タンクローリ, 電路,	系 <u>を</u> 介 <u>して</u> 非常用高圧母線	10.1.2.1.4 試験検査		
		計測制御装置等で構成し,	2C系及び非常用高圧母線2D	非常用ディーゼル発電機		
		電源車を、メタルクラッド	系 <u>又は</u> 緊急用低圧母線2G系	及び高圧炉心スプレイ系デ		
		スイッチギア (緊急用) を経	<u>へ接続することで電力を供</u>	ィーゼル発電機は,発電用		
		由してメタルクラッドスイ	<u>給できる設計とする。</u> <b>④</b> a	原子炉の運転中又は停止中		
		ッチギア (非常用) 又はモー		に機能・性能及び外観の確		
		タコントロールセンタ(緊		認が可能な設計とする。ま		
		急用) へ接続することで電		た,発電用原子炉の停止中		
		力を供給できる設計とす		に分解が可能な設計とす		
		る。		る。		
		<b>④</b> a 【72条6】		非常用ディーゼル発電設		④a 引用元:P4
				備燃料デイタンク及び高圧		
		電源車は,非常用ディー	電源車の燃料は,軽油タ	炉心スプレイ系ディーゼル	設備記載の適正化	非常用電源設備
		ゼル発電設備軽油タンク及	ンク又はガスタービン発電	発電設備燃料デイタンク	(設備名称を工認名称とし	4.3 電源車の燃料補給設備
		び高圧炉心スプレイ系ディ	設備軽油タンクよりタンク	は,発電用原子炉の運転中	た。)	
		ーゼル発電設備軽油タンク	ローリを用いて補給できる	に漏えいの有無の確認が可		
		又はガスタービン発電設備	設計とする。	能な設計とする。また、発電		
		軽油タンクからタンクロー	<b>10</b> c	用原子炉の運転中又は停止		
		リを用いて燃料を補給でき	可搬型代替交流電源設備	中に内部の確認及び弁の開		
		る設計とする。	は、非常用交流電源設備に	閉動作の確認が可能な設計		
		⑩c 【72条7】	対して,独立性を有し,位置	とする。		
			的分散を図る設計とする。	軽油タンクは、発電用原		
		非常用ディーゼル発電設	①(③j重複)	子炉の運転中又は停止中に	設備記載の適正化	同上
		備軽油タンク及び高圧炉心		漏えいの有無の確認が可能	(設備名称を工認名称とし	
		スプレイ系ディーゼル発電		な設計とする。また,発電用	た。)	
		設備軽油タンク又はガスタ		原子炉の停止中に内部の確		
		ービン発電設備軽油タンク		認が可能な設計とする。		
		からタンクローリへの <mark>燃料</mark>		非常用ディーゼル発電設		
		の補給は、ホースを用いる		備燃料移送ポンプ及び高圧		
		設計とする。	b. 代替直流電源設備によ	炉心スプレイ系ディーゼル		
		⑩b 【72条8】	る給電	発電設備燃料移送ポンプ		⑩b 引用元:P12
			(a) 所内常設蓄電式直流電	は,発電用原子炉の運転中		
			源設備による給電	又は停止中に機能・性能及		
		設計基準事故対処設備の	設計基準事故対処設備の	び漏えいの有無の確認が可	設備設計の明確化	非常用電源設備
		交流電源が喪失(全交流動	交流電源が喪失(全交流動	能な設計とする。	(所内常設蓄電式直流電源	3.1.1 系統構成
		力電源喪失) した場合に, 重	力電源喪失)した場合の重	8	設備として設置する設備を	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 : 前回提出時からの変更箇所

			要求事項との対比表し	紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)	との対比	: 前回提出時から	00変更團所
11/4/2 + 10 H	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術	基準規則	/+++z
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針		備考
		大事故等が発生した場合に	大事故等対処設備として,		明記した。)		
		おいて, 炉心の著しい損傷,	所内常設蓄電式直流電源設				
		原子炉格納容器の破損, 使	<u>備を使用する。</u> ①c	10.1.2.2 非常用直流電源			
		用済燃料プール内の燃料体		設備			
		等の著しい損傷及び運転停		10.1.2.2.1 概要			
		止中原子炉内燃料体の著し		非常用直流電源設備は,			
		い損傷を防止するために必		想定される重大事故等時に			
		要な直流負荷へ電力を供給		おいて,重大事故等対処設			
		する所内常設蓄電式直流電		備(設計基準拡張)として使			
		源設備として, 125V 蓄電池		<u>用する。</u> ⑫a			
		2A 及び 2B 並びに 125V 充電		非常用直流電源設備であ			
		器 2A 及び 2B を使用できる		る 125V 蓄電池 2A, 125V 蓄			
		設計とする。		電池2B 及び125V 蓄電池2H			①a 引用元:P2
		① a①c 【72条9】		は、全交流動力電源喪失か			①c 引用元: P5
				ら8時間にわたり電力を供			
		所内常設蓄電式直流電源	所内常設蓄電式直流電源	給できる設計とする。 ◆(⑥	設備設計の明確化		非常用電源設備
		設備は, 125V 蓄電池 2A 及び	設備は,125V蓄電池2A,125V	重複)	(設備名称を工器	8名称とし	3.1.1 系統構成
		2B, 125V 充電器 2A 及び 2B	蓄電池2B, 125V充電器2A,		た。また、基本設計	計方針のみ	
		(125V,700Aのものを2個),	125V充電器2B, 電路, 計測制	10.1.2.2.2 設計方針	に記載される設備	前であるた	
		電路,計測制御装置等で構	<u>御装置等で構成し、</u> 5a全交	非常用直流電源設備は,	め、設置する設備	前の仕様を	
		成し, 125V 蓄電池 2A 及び 2B	流動力電源喪失から1時間	「1.1.7 <u>重大事故等対処設</u>	明記した。)		
		は, 125V 直流主母線盤 2A 及	以内に中央制御室におい	<u>備</u> に関する <u>基本方針</u> 」 <u>のう</u>			
		び 2B (125V, 1800A のものを	て、全交流動力電源喪失か	ち, 多様性, 位置的分散を除			
		2 個), 125V 直流主母線盤	ら8時間後に,不要な負荷	く設計方針を適用して設計			
		2A-1 及び 2B-1 (125V, 1800A	の切離しを行い,全交流動	を行う。 <b>③</b> b			
		のものを 2 個), 125V 直流	力電源喪失から24時間にわ				
		分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3,	<u>たり、125V蓄電池2A</u> 及び	10.1.2.2.2.1 悪影響防止			
		2B-1, 2B-2 <mark>及び</mark> 2B-3 (125V,	125V蓄電池 <u>2Bから電力を供</u>	非常用直流電源設備は,			
		1200A のものを <mark>6</mark> 個), 125V	給できる設計とする。また,	設計基準事故対処設備とし			
		直流電源切替盤 2A 及び 2B	交流電源復旧後に, 交流電	て使用する場合と同じ系統			
		(125V, 60A のものを 2 個)	<u>源を125V充電器2A</u> 及び125V	構成で、重大事故等対処設			
		並びに 125V 直流 RCIC モー	充電器 <u>2Bを経由し125V直流</u>	備(設計基準拡張)として使			
		タコントロールセンタ	母線へ接続することで電力	用することで,他の設備に			
		(125V, 800A のものを 1 個)	を供給できる設計とする。	悪影響を及ぼさない設計と			
		へ電力を給電できる設計と	(5) c	する。�			
		する。					
		⑤a⑤b 【72条 10】		10.1.2.2.2.2 容量等			⑤b 引用元: P28

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

T	設工認申請書	設工認申請書	要求事項との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	版工総甲胡青 基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文		及び基本設計方針との対比	備考
	金年展刊为到 (前)	本作以前のま (区)	7-2	125V蓄電池2A, 125V蓄電	人 ( )	
		所内常設蓄電式直流電源		池2B及び125V蓄電池2Hは,	設備記載の適正化	同上
		設備の 125V 蓄電池 2A 及び		設計基準事故時に使用する	(設備名称を工認名称とし	INT.
		2B は、全交流動力電源喪失		場合の容量が、重大事故等	(欧洲石がで工応石がこした。)	
		から1時間以内に中央制御		の収束に必要な容量に対し	/Co)	
				て十分であることから、設		
		室において不要な負荷の切り				
		り離しを行うこと、また全		計基準事故対処設備と同仕		
		交流動力電源喪失から 8 時		様で設計する。		
		間後に中央制御室外におい		and the second s		
		て不要な負荷の切り離しを		10.1.2.2.2.3 環境条件等		
		行うことで、全交流動力電		125V蓄電池2A, 125V蓄電		
		源喪失から 24 時間にわた		池2B及び125V蓄電池2H並び		
		り, 125V 蓄電池 2A 及び 2B		にそれに充電する125V充電		
		から電力を供給できる設計		器 2A, 125V 充電器 2B 及び		
		とする。また,交流電源復旧		125V充電器2Hは,制御建屋		
		後に、交流電源を 125V 充電		内又は原子炉建屋付属棟内		
		器 2A 及び 2B を経由し 125V		に設置し, 想定される重大		
		直流主母線盤 2A 及び 2B へ		事故等時における環境条件		
		接続することで電力を供給		を考慮した設計とする。⑥		
		できる設計とする。				
		⑤c 【72条11】	(b) 常設代替直流電源設備	10.1.2.2.2.4 操作性の確		⑤c 引用元:P6
			による給電	保		
		設計基準事故対処設備の	設計基準事故対処設備の	非常用直流電源設備は,	設備設計の明確化	非常用電源設備
		交流電源及び直流電源が喪	交流電源及び直流電源が喪	設計基準事故対処設備とし	(当該電気設備が給電する	3.2.1 系統構成
		失した場合に, 重大事故等	<u>失した場合</u> の重大事故等対	て使用する場合と同じ系統	設備を明確化,常設代替直	
		が発生した場合において,	処設備として, 常設代替直	構成で重大事故等対処設備	流電源設備として設置する	
		炉心の著しい損傷, 原子炉	流電源設備のうち125V代替	(設計基準拡張) として使	設備を明確化。)	
		格納容器の破損,使用済燃	蓄電池を使用する。また、設	用する。◆		
		料プール内の燃料体等の著	計基準事故対処設備の交流			
		しい損傷及び運転停止中原	電源が喪失(全交流動力電	10.1.2.2.3 主要設備及び		
		子炉内燃料体の著しい損傷	源喪失)した場合又は交流	上 仕様		
		を防止するために必要な直	電源及び直流電源が喪失し	非常用直流電源設備の主		
		流負荷へ電力を供給する常	た場合の重大事故等対処設	要機器仕様を第10.1-3 表		
		設代替直流電源設備とし	備として、常設代替直流電	に示す。③		
		て, 125V 代替蓄電池を使用	源設備のうち250V蓄電池を			
		できる設計とする。また、設	<u>使用する。</u> ①d	10.1.2.2.4 試験検査		
		計基準事故対処設備の交流	<u>~~/H / ~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~</u>	125V蓄電池2A, 125V蓄電		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
		電源が喪失(全交流動力電		池2B及び125V蓄電池2H並び		
		源喪失) した場合又は交流		に125V蓄電池2A, 125V蓄電		
		電源及び直流電源が喪失し		池2B及び125V蓄電池2Hに充		
		た場合は、常設代替直流電		電する充電器は,発電用原		
		源設備として,250V 蓄電池		子炉の運転中又は停止中に		
		を使用できる設計とする。		機能・性能及び外観の確認		
		①d 【72条 12】		が可能な設計とする。		
		常設代替直流電源設備	常設代替直流電源設備	第10.1-3 表 直流電源設	設備設計の明確化	同上
		は, 125V 代替蓄電池, 250V	<u>は,125V 代替蓄電池,250V</u>	備の主要機器仕様	(負荷切離しを実施する場	
		蓄電池, 電路, 計測制御装置	蓄電池,電路,計測制御装置	(1) 蓄電池	所を明確化した。)	
		等で構成し、125V 代替蓄電	等で構成し、125V 代替蓄電	非常用		
		池は、電力の供給開始から8	池は電力の供給開始から8	種 類 鉛蓄電		
		時間後に中央制御室外にお	時間後に,不要な負荷の切	池		
		いて不要な負荷の切離しを	<u>離しを行</u> い, <u>250V</u> 蓄電池は	組 数 3		
		行うこと,また250V 蓄電池	電力の供給開始から1時間	セル数 A系 60		
		は,電力の供給開始から1時	後に中央制御室において,	B系 60		
		間後に中央制御室において	不要な負荷の切離しを行	HPCS系 60		
		不要な負荷の切離しを行う	い,電力の供給開始から24	電 圧 A系 125V		
		ことで,電力の供給開始か	時間にわたり, 125V 代替蓄	B系 125V		
		ら 24 時間にわたり, 125V 代	電池及び250V 蓄電池から	HPCS系		
		替蓄電池及び 250V 蓄電池か	電力を供給できる設計とす	125V		
		ら電力を供給できる設計と	<u> </u>	容 量 A系 約		
		する。		8, 000Ah		
		⑥ 【72条13】		B系約		
			(c) 可搬型代替直流電源設	6, 000Ah		
			備による給電	HPCS系 約		
		設計基準事故対処設備の	設計基準事故対処設備の	400Ah	設備設計の明確化	非常用電源設備
		交流電源及び直流電源が喪	交流電源及び直流電源が喪	常用	(当該電気設備が給電する	3.3.1 系統構成
		失した場合に, 重大事故等	<u>失した場合</u> の重大事故等対	種類 鉛蓄電	設備を明確化,可搬型代替	
		が発生した場合において,	処設備として, 可搬型代替	池	直流電源設備として設置す	
		炉心の著しい損傷, 原子炉	直流電源設備を使用する。	組 数 1	る設備を明確化。)	
		格納容器の破損, 使用済燃	①e	セル数 116		
		料プール内の燃料体等の著		電 圧 250V		
		しい損傷及び運転停止中原		容量約		
		子炉内燃料体の著しい損傷		6, 000Ah		
		を防止するために必要な直		(2) 充電器		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

## 亜米車頃との対比率

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	至年於1177至1(1197	流負荷へ電力を供給する可	4.2	非常用(予備充電器は常用)	人 鱼 中	
		搬型代替直流電源設備とし		種 類 シリコン整流		
		で 125V 代替蓄電池, 250V 蓄		器		
		電池,電源車, 125V 代替充		伽		
		電器及び 250V 充電器を使用		B系 1 (予備		
		できる設計とする。				
		①e 【72条14】		<sup>17</sup>   HPCS系 1 (予備		
		12 * 14		1)		同上
		可搬型代替直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	1 /   充電方式 浮動	設備記載の適正化	IHI I
		は、125V 代替蓄電池、250V	は, 125V代替蓄電池, 250V蓄	冷却方式自然通	(設置する電源盤は基本設	
		蓄電池,電源車,125V代替	電池,電源車,125V代替充	風	計方針のみに記載される設	
		充電器 (125V, 700A のもの	電器, 250V 充電器, 軽油夕	│ <sup>△ ↑</sup>	備のため、仕様を明確化し	
		を1個),250V 充電器(250V,	ンク、ガスタービン発電設	50Hz 440V	た。)	
		400A のものを 1 個),非常	備軽油タンク、タンクロー	B系 3相	7007	
		用ディーゼル発電設備軽油	リ,電路,計測制御装置等で	50Hz 440V		
		タンク, 高圧炉心スプレイ	構成し、125V 代替蓄電池は	HPCS系 3相		
		系ディーゼル発電設備軽油	電力の供給開始から8時間	50Hz 440V		
		タンク、ガスタービン発電	後に、不要な負荷の切離し	容量 A系 約		
		設備軽油タンク、タンクロ	を行い, 250V 蓄電池は電力	118kW		
		ーリ, 電路, 計測制御装置等	の供給開始から1時間後に	B系約		
		で構成し、125V 代替蓄電池	中央制御室において,不要	118kW		
		は 125V 直流主母線盤 2A-1	な負荷の切離しを行い,	(予備 約		
		及び2B-1 (125V, 1800Aのも	125V 代替蓄電池及び250V	118kW)		
		のを2個) 並びに125V直流	蓄電池から電力を供給し,	HPCS系 約		
		電源切替盤2A及び2B(125V,	その後,電源車を代替所内	10kW		
		60A のものを 2 個)へ, 250V	電気設備, 125V 代替充電器	直流出力電圧 A系		
		蓄電池は250V直流主母線盤	及び250V 充電器を経由し,	133. 8V		
		(250V, 1800Aのものを1個)	125V 直流主母線盤2A-1,	B系		
		へ接続することで電力を供	125V 直流主母線盤2B-1 及	133. 8V		
		給できる設計とする。	び250V 直流主母線盤へ接	HPCS系		⑦b 引用元: P28
		⑦a⑦b 【72条 15】	続することで電力を供給で	129V		
			<u>きる設計とする。</u> ⑦a⑦c	直流出力電流 A系 約		非常用電源設備
		可搬型代替直流電源設備		700A	設備記載の適正化	3.3.1 系統構成
		の 125V 代替蓄電池は,電力	電源車の燃料は、軽油タ	B系 約	(設備名称を工認名称とし	
		の供給開始から 8 時間後に	ンク又はガスタービン発電	700A	た。)	
		中央制御室外において不要	設備軽油タンクよりタンク	(予備 約		
		な負荷の切離しを行うこ	ローリを用いて補給できる	700A)		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 : 前回提出時からの変更箇所

			亜土東西しの製具書	紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)	との対比 : 前回提出時から	の変更箇所
	20 20 do 24	30, 37,	要求事項との対比表し			T
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	坐平区川カ町 (刊)	と, また 250V 蓄電池は, 電	型計とする。 <b>(D)d</b>	HPCS系 約	及い本本政司の別にの別に	
		力の供給開始から1時間後	<u> </u>	50A		
		に中央制御室において不要		常用		
		な負荷の切離しを行い,		<sup>円/1</sup>		
		125V代替蓄電池及び250V蓄		器		
		電池から電力を供給し、そ		個 数 1 (予備		
		の後、電源車を代替所内電		1)		
		気設備, 125V 代替充電器及				
		び250V充電器を経由し125V		冷却方式自然通風		
		直流主母線盤 2A-1 及び 2B-		交流入力 3相 50Hz		
		1 並びに 250V 直流主母線盤		440V		
		へ接続することで、電力を		容量約		
		供給できる設計とする。		130kW		
		可搬型代替直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	直流出力電圧 258.7V		
		は、電源車の運転を継続す	は,電源車の運転を継続す	直流出力電流 約400A		
		ることで,設計基準事故対	ることで,設計基準事故対	(3) 直流母線		
		処設備の交流電源及び直流	処設備の交流電源及び直流	非常用		
		電源の喪失から24時間にわ	電源の喪失から24時間にわ	個 数 3		
		たり必要な負荷に電力の供	たり必要な負荷に電力の供	電 圧 A系 125V		
		給を行うことができる設計	<u>給を行うことができる設計</u>	B系 125V		
		とする。	<u>とする。</u> ⑦d	HPCS系 125V		⑦c 引用元: P9
		⑦c⑦d 【72条 16】	可搬型代替直流電源設備	常用		
			は, 非常用直流電源設備に	個 数 1		非常用電源設備
		電源車は,非常用ディー	対して,独立性を有し,位置		設備記載の適正化	4.3 可搬型代替交流電
		ゼル発電設備軽油タンク及	的分散を図る設計とする。	3	(設備名称を工認名称とし	備及び可搬型代替直流
		び高圧炉心スプレイ系ディ	1 (③v重複)		た。)	説の燃料補給設備
		ーゼル発電設備軽油タンク		第10.1-5 表 非常用ディ		
		又はガスタービン発電設備		ーゼル発電機(高圧炉心ス		
		軽油タンクからタンクロー		プレイ系ディーゼル発電機		
		リを用いて燃料を補給でき		を含む。)の主要機器仕様		
		る設計とする。		(1) エンジン		⑩d 引用元: P9
		⑩d 【72条 17】		a. 非常用ディーゼル発電		
				機	211. Mile 201 dely - Nobe - 11	同上
		非常用ディーゼル発電設		種類 4サイクルたて形	設備記載の適正化	
		備軽油タンク及び高圧炉心		18気筒ディーゼル機関	一(設備名称を工認名称とし	
		スプレイ系ディーゼル発電		台 数 2	た。)	
		設備軽油タンク又はガスタ		出力約		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

## 亜米車項トの対比率

	設工認申請書	設工認申請書	要求事項との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		ービン発電設備軽油タンク		6, 100kW		
		からタンクローリへの燃料		(1台当た		
		の補給は、ホースを用いる		9)		
		設計とする。		回転数 500rpm		⑩b 引用元:P12
		⑩b 【72条 18】	c. 代替所内電気設備によ	起動方式 圧縮空気起		
			る給電	動		非常用電源設備
	非常用所内電気設備は,3	非常用所内電気設備は,3	設計基準事故対処設備の	起動時間 約10秒	設備設計の明確化	1.2.1 系統構成
	系統の非常用母線等(メタ	系統の非常用母線等(メタ		使用燃料 軽油	(非常用所内電気設備とし	
	ルクラッドスイッチギア	ルクラッドスイッチギア	喪失した場合の重大事故等	b. 高圧炉心スプレイ系デ	て設置する設備は基本設計	
	(非常用) (6900V, 1200Aの	(非常用)(6900V, 1200Aの	対処設備として、代替所内	ィーゼル発電機	方針のみに記載される設備	
	ものを2個),メタルクラッ	ものを2個),メタルクラッ	·	種 類 4サイクルたて形	であるので,その設備の名	
	ドスイッチギア(高圧炉心	ドスイッチギア(高圧炉心		18気筒ディーゼル機関	称,使用について明確化し	
	スプレイ系用) (6900V,	スプレイ系用)(6900V,	代替所内電気設備は,ガ	台 数 1	た。)	
	1200Aのものを1個),パワ	1200Aのものを1個),パワ	スタービン発電機接続盤,	出力約		
	ーセンタ(非常用) (600V,	ーセンタ (非常用) (600V,	緊急用高圧母線2F 系, 緊急	3,000kW		
	5000A のものを 2 個), モー	5000Aのものを2個),モー	用高圧母線2G 系, 緊急用動	回 転 数		
	タコントロールセンタ(非	タコントロールセンタ(非	力変圧器2G 系, 緊急用低圧	1,000rpm		
	常用) (600V, 800A のものを	常用) (600V, 800A のものを	母線2G 系, 緊急用交流電源	起動方式 圧縮空気起		
	14 個), モータコントロー	14 個), モータコントロー	切替盤2G 系, 緊急用交流電	動		
	ルセンタ(高圧炉心スプレ	ルセンタ(高圧炉心スプレ	源切替盤2C 系, 緊急用交流	起動時間 約13秒		
	イ系用) (600V, 800A のもの	イ系用) (600V, 800A のもの	電源切替盤2D 系, 非常用高	使用燃料 軽油		
	を1個),動力変圧器(非常	を1個),動力変圧器(非常	圧母線2C 系,非常用高圧母	(2) 発電機		
	用) (3300kVA, 6750/460V の	用)(3300kVA,6750/460V の	線2D 系, <u>計測制御装置等で</u>	a. 非常用ディーゼル発電		
	ものを 2 個),動力変圧器	ものを 2 個),動力変圧器	構成し,常設代替交流電源	機		
	(高圧炉心スプレイ系用)	(高圧炉心スプレイ系用)	設備又は可搬型代替交流電	種 類 横軸回転界磁三相		
	(750kVA, 6900/460V のもの	(750kVA, 6900/460V のもの	源設備の電路として使用し	同期発電機		
	を1個)及び中央制御室120V	を1個)及び中央制御室120V		台 数 2		
	交流分電盤 (非常用)	交流分電盤 (非常用)	<u>る。</u> ®c	容量約		
	(75kVA, 460/120V のものを	(75kVA, 460/120V のものを	代替所内電気設備は,共	7, 625kVA		
	4個))により構成すること	4個))により構成すること	通要因で設計基準事故対処	(1台当た		
	により、共通要因で機能を	により、共通要因で機能を		9)		
	失うことなく <mark>,</mark> 少なくとも 1	失うことなく <mark>,</mark> 少なくとも1	設備と同時に機能を喪失し	力 率 0.80 (遅		
	系統は電力供給機能の維持	系統は電力供給機能の維持		れ)		
	及び人の接近性の確保を図	及び人の接近性の確保を図	複) また、代替所内電気設	電 E 6.9kV		
	る設計とする。	る設計とする。	備及び非常用所内電気設備	周波数 50Hz		
	【72条19】	<b>8</b> a 【72条 19】	は、少なくとも1系統は機	回転数 500rpm		
			能の維持及び人の接近性の	b. 高圧炉心スプレイ系デ		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> ・様式-1への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

### 亜米車項トの対比率

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本取訂刀針 (削)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			確保を図る設計とする。8a	ィーゼル発電機		
			<b>8</b> d	種類 横軸回転界磁三相		
				同期発電機		
		これとは別に上記 3 系統		台 数 1		非常用電源設備
		の非常用母線等の機能が喪	d. 燃料補給設備による給	容 量 約	設備設計の明確化	1.2.1 系統構成
		失したことにより発生する	油	3, 750kVA	(代替所内電気設備として	
		重大事故等の対応に必要な	重大事故等時に補機駆動	力 率 0.80 (遅	設置する設備は基本設計方	
		設備に電力を給電する代替	用の軽油を補給する設備と	れ)	針のみに記載される設備で	
		所内電気設備として, ガス	して,軽油タンク,ガスター	電 圧 6.9kV	あるため,その設備の名称,	
		タービン発電機接続盤	ビン発電設備軽油タンク,	周波数 50Hz	仕様について明確化した。)	
		(7200V, 1200A のものを 2	タンクローリ及びホースを	回転数 1,000rpm		
		個),メタルクラッドスイッ	使用する。	(3) 軽油タンク		
		チギア (緊急用) (7200V,	1 (@a@b@c@d重複)	種類 横置円筒		
		1200Aのものを3個),動力	大容量送水ポンプ(タイ	形		
		変圧器(緊急用)(500kVA,	プ I ), 熱交換器ユニット,	基 数 6		
		6900/460V のものを 2 個,	可搬型窒素ガス供給装置及	(1系列につき3基)		
		750kVA, 6750/460V のものを	び大容量送水ポンプ(タイ	1		
		1個),パワーセンタ(緊急	プⅡ) は,軽油タンク又はガ	(1系列につき1基)		
		用) (600V, 3000A のものを	スタービン発電設備軽油タ	容 量 約110kL		
		1個),モータコントロール	ンクからタンクローリを用	(1基当た		
		センタ (緊急用) (600V, 800A	いて燃料を補給できる設計	9)		
		のものを 4 個),ガスタービ	とする。3	約170kL		
		ン発電設備燃料移送ポンプ	軽油タンク又はガスター	使用燃料 軽油		
		接続盤(600V, 100A のもの	ビン発電設備軽油タンクか	3		
		を 1 個), 460V 原子炉建屋	<u>らタンクローリへの</u> 軽油 <u>の</u>			
		交流電源切替盤 (緊急用)	補給は,ホースを用いる設	10.2 代替電源設備		
		(600V,150Aのものを1個),	<u>計とする。</u>	10.2.1 概要		
		460V 原子炉建屋交流電源切	<b>10</b> b	設計基準事故対処設備の		
		替盤(非常用)(600V, 30A		電源が喪失したことにより		
		のものを 2 個), メタルクラ		重大事故等が発生した場合		
		ッドスイッチギア(非常用)		において炉心の著しい損		
		(6900V, 1200A のものを 2		傷, 原子炉格納容器の破損,		
		個), 120V 原子炉建屋交流		使用済燃料プール内の燃料		
		電源切替盤(緊急用)(120V,		体等の著しい損傷及び運転		
		30A のものを 1 個) 及び中央		停止中原子炉内燃料体の著		
		制御室 120V 交流分電盤 (緊		しい損傷を防止するため,		
		急用)(20kVA, 460/120V の		必要な電力を確保するため		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

### 亜半車位しの特化率

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
汉州圣中观烈 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	viii ·· y
		ものを1個)を使用できる設		に必要な重大事故等対処設		
		計とする。		備を設置及び保管する。◆		
		① f®b【72条20】		(①a 重複)		①f®b 引用元:P10
				代替電源設備の系統図を		
		代替所内電気設備は,上		第10.2-1 図から第10.2-		非常用電源設備
		記に加え,電路,計測制御装		16 図に示す。 ②	設備設計の明確化	1.2.1 系統構成
		置等で構成し,常設代替交		また, 想定される重大事	(使用する電路についても	
		流電源設備又は可搬型代替		故等時において,設計基準	対象設備である旨を明確化	
		交流電源設備の電路として		事故対処設備である非常用	した。)	
		使用し電力を供給できる設		交流電源設備及び非常用直		
		計とする。また,代替所内電		流電源設備が使用できる場		
		気設備は、 <mark>少なくとも1系</mark>		合は,重大事故等対処設備		
		統は機能の維持及び 人の接		(設計基準拡張) として使		
		近性を考慮した設計とす		用する。��(⑪a⑫a重複)非		
		る。		常用交流電源設備及び非常		⑧a®c®d 引用元: P11
		<b>8a8c8d 【72条21】</b>		用直流電源設備について		
				は,「10.1 非常用電源設備」	設備設計の明確化	非常用電源設備
		重大事故等対処施設の動		に記載する。②	(使用するケーブルの採用	1.2.2 多様性,位置的分散
		力回路に使用するケーブル			方針について明確化した。)	等
		は, 負荷の容量に応じたケ		10.2.2 設計方針		
		ーブルを使用し,非常用電		代替電源設備のうち,重		
		源系統に接続するか、非常		大事故等の対応に必要な電		
		用電源系統と独立した代替		力を確保するための設備と		
		所内電気系統へ接続する設		して,常設代替交流電源設		
		計とする。		備, 可搬型代替交流電源設		
		⑨ 【72条22】		備,所內常設蓄電式直流電		
				源設備,常設代替直流電源	同趣旨の記載であるが,表	非常用電源設備
		非常用交流電源設備は,		設備, 可搬型代替直流電源	現の違いによる差異あり	2.1.1 系統構成
		想定される重大事故等時に		設備及び代替所内電気設備		
		おいて, 重大事故等対処設		を設ける。また、重大事故等		
		備(設計基準拡張)として使		時に重大事故等対処設備の		
		用できる設計とする。		補機駆動用の軽油を補給す		⑩a 引用元:P1
		⑪a 【72条 23】		るための設備として,燃料		
				補給設備を設ける。 🗘 (①a	同趣旨の記載であるが、表	同上
		非常用交流電源設備のう		1 b 1 c 1 d 1 e 1 f 1 a 1 b 1 c	現の違いによる差異あり	
		ち非常用ディーゼル発電機		⑩d重複)		
		は重大事故等時に, ATWS 緩				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈   設工認申請書	
基本設計方針(前)     基本設計方針(後)     本文     旅付書類八     及び基本設計方針との対比       和設備(代替制御棒挿入機能),ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能),ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能),ほう酸水注入系,代替自動減圧     (1)代替交流電源設備による給電。       設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動)     設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動	
能), ATWS 緩和設備(代替原 子炉再循環ポンプトリップ 機能), ATWS 緩和設備(自動 減圧系作動阻止機能),ほう 酸水注入系,代替自動減圧	
子炉再循環ポンプトリップ 機能),ATWS 緩和設備(自動 減圧系作動阻止機能),ほう 酸水注入系,代替自動減圧       a. 常設代替交流電源設備 による給電 設計基準事故対処設備の 交流電源が喪失(全交流動	
機能),ATWS 緩和設備(自動 減圧系作動阻止機能),ほう 酸水注入系,代替自動減圧 による給電 設計基準事故対処設備の 交流電源が喪失(全交流動	
減圧系作動阻止機能),ほう 酸水注入系,代替自動減圧	
酸水注入系,代替自動減圧 交流電源が喪失(全交流動	
同敗 (代誌自動減圧機能) カ雲源亜牛) ) た堪会の重	
高圧窒素ガス供給系(非常 大事故等対処設備として,	
用),低圧代替注水系(常設) 常設代替交流電源設備を使	
(復水移送ポンプ),低圧代 用する。	
替注水系(可搬型),残留熱 常設代替交流電源設備	
除去系(低圧注水モード), は,ガスタービン発電機,ガ	
低圧炉心スプレイ系、残留 スタービン発電設備軽油タ	
熱除去系(原子炉停止時冷 ンク,ガスタービン発電設	
却モード),原子炉補機冷却 備燃料移送ポンプ,軽油タ	
水系(原子炉補機冷却海水 ンク、タンクローリ、電路、	
系を含む。),原子炉格納容 計測制御装置等で構成し,	
器代替スプレイ冷却系(常 ガスタービン発電機を外部	
設),原子炉格納容器代替ス 電源喪失時に自動起動し,	
プレイ冷却系(可搬型),残 緊急用高圧母線 2F 系を介し	
留熱除去系(格納容器スプ て非常用高圧母線 2C 系及び	
レイ冷却モード),残留熱除 非常用高圧母線 2D 系又は緊	
去系(サプレッションプー   急用低圧母線 2G 系へ接続	
ル水冷却モード),代替循環 することで電力を供給でき	
冷却系,原子炉格納容器下したのである。	
部注水系(常設)(復水移送 ↓ ↓ ↓ (①a②a <u>重複</u> )	
ポンプ),原子炉格納容器下 ガスタービン発電機の燃	
部注水系(常設)(代替循環 料は、ガスタービン発電設	
冷却ポンプ),原子炉格納容 備軽油タンクよりガスター	
器下部注水系(可搬型),計 ビン発電設備燃料移送ポン	
測制御装置及び非常用ガス プを用いて補給できる設計	
処理系へ電力を供給できる とする。また、ガスタービン	
設計とする。 発電設備軽油タンクの燃料	
<ul><li>(1) は、軽油タンクよりタンク</li></ul>	
ローリを用いて補給できる	
設計とする。 ① (⑩a重複)   同趣旨の記載であるが、表   非常用電源設備	
非常用交流電源設備のう 常設代替交流電源設備 現の違いによる差異あり 2.1.2 多様性, 位置	的分散

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

			要水事項との対比表し			-
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		ち高圧炉心スプレイ系ディ		は,非常用交流電源設備に		等
		ーゼル発電機は重大事故等		対して,独立性を有し,位置		
		時に、高圧炉心スプレイ系		的分散を図る設計とする。		
		及び計測制御装置へ電力を		♠(③f 重複)		
		供給できる設計とする。		主要な設備は,以下のと		⑪c 引用元:P2
		①c 【72 条 25】		おりとする。		
				・ガスタービン発電機	同趣旨の記載であるが,表	同上
		非常用交流電源設備は,		・ガスタービン発電設備軽	現の違いによる差異あり	
		設計基準事故対処設備であ		油タンク		
		るとともに, 重大事故等時		・ガスタービン発電設備燃		
		においても使用するため,		料移送ポンプ		
		重大事故等対処設備として		・軽油タンク		
		の基本方針に示す設計方針		・タンクローリ		
		を適用する。ただし,多様性		♦		
		及び独立性並びに位置的分				
		散を考慮すべき対象の設計		b. 可搬型代替交流電源設		
		基準事故対処設備はないこ		備による給電		
		とから, 重大事故等対処設		設計基準事故対処設備の		
		備の基本方針のうち,		交流電源が喪失(全交流動		
		「5.1.2 多様性,位置的分		力電源喪失)した場合の重		
		散等」に示す設計方針は適		大事故等対処設備として,		
		用しない。		可搬型代替交流電源設備を		③a 引用元:P2
		③a 【72条 26】		使用する。		
				可搬型代替交流電源設備	設備記載の適正化	非常用電源設備
		重大事故等時に, 非常用		は、電源車、軽油タンク、ガ	(設備名称を工認名称とし	4.1 非常用交流発電設備の
		ディーゼル発電機及び高圧		スタービン発電設備軽油タ	た。)	燃料補給設備
		炉心スプレイ系ディーゼル		ンク、タンクローリ、電路、		
		発電機の燃料は、非常用デ		計測制御装置等で構成し,		
		ィーゼル発電設備軽油タン		電源車は緊急用高圧母線2G		
		ク, 高圧炉心スプレイ系デ		系を介して非常用高圧母線		
		ィーゼル発電設備軽油タン		2C 系及び非常用高圧母線		
		ク及び燃料移送ポンプを用		2D 系又は緊急用低圧母線		
		いて給油できる設計とす		2G系へ接続することで電力		
		る。		を供給できる設計とする。		⑪d 引用元: P2
		<b>⑪d</b> 【72条 27】		♠(①b④a重複)		
				電源車の燃料は,軽油タ	設備記載の適正化	非常用電源設備
		非常用直流電源設備の		ンク又はガスタービン発電	(設備名称を工認名称とし	3.1.2 多様性,位置的分散

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
及附至中州州 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
		125V 蓄電池 2A, 2B 及び 2H		設備軽油タンクよりタンク	た。)	等
		並びに 125V 充電器 2A, 2B 及		ローリを用いて補給できる		
		び 2H(125V, 700A のものを		設計とする。 ① (⑩c重複)		
		2個, 125V, 50A のものを 1		可搬型代替交流電源設備		
		個) は、想定される重大事故		は,非常用交流電源設備に		
		等時において, 重大事故等		対して,独立性を有し,位置		
		対処設備(設計基準拡張)と		的分散を図る設計とする。		
		して使用できる設計とす		◆(③j重複)		
		る。		主要な設備は,以下のと		⑫a 引用元:P6
		⑫a 【72条 28】		おりとする。		
				・電源車		
				・軽油タンク	設備設計の明確化	非常用電源設備
		非常用直流電源設備のう		・ガスタービン発電設備軽	(非常用直流電源設備のう	3.1.2 多様性,位置的分散
		ち,125V 蓄電池 2H 及び 125V		油タンク	ち, 所内常設蓄電式直流電	等
		充電器 2H は, 125V 直流主母		・タンクローリ	源設備として使用しない 2H	
		線盤 2H (125V, 1200A のもの		3	系設備の設計方針を明確化	
		を1個)及び125V直流分電			している。)	
		盤 2H (125V, 1200A のものを		(2) 代替直流電源設備によ		
		1個) へ接続することで、高		る給電		
		圧炉心スプレイ系ディーゼ		a. 所内常設蓄電式直流電		
		ル発電機の起動信号及び初		源設備による給電		
		期励磁並びにメタルクラッ		設計基準事故対処設備の		
		ドスイッチギア(高圧炉心		交流電源が喪失(全交流動		
		スプレイ系用)の制御回路		力電源喪失) した場合の重		
		等の高圧炉心スプレイ系の		大事故等対処設備として,		
		負荷に電力を供給できる設		所内常設蓄電式直流電源設		
		計とする。		備を使用する。		
		⑫ 【72条 29】		所内常設蓄電式直流電源		
				設備は, 125V 蓄電池 2A,	表現上の差異	同上
		非常用直流電源設備は,		125V 蓄電池 2B, 125V 充電	(重大事故等対処設備の設	
		設計基準事故対処設備であ		器 2A, 125V 充電器 2B, 電路	計方針のうち, 適用しない	
		るとともに, 重大事故等時		(125V 直流主母線盤及び	設計方針がある旨の表現と	
		においても使用するため,		125V 直流電源切替盤を含	した。)	
		重大事故等対処設備として		む。), 計測制御装置等で構		
		の基本方針に示す設計方針		成し,全交流動力電源喪失		
		を適用する。ただし、多様性		から1時間以内に中央制御		
		及び独立性並びに位置的分		室において,全交流動力電		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	安小事項との別れなる	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	版工総甲語書 基本設計方針(前)	版工	本文	放	及び基本設計方針との対比	備考
		散を考慮すべき対象の設計		源喪失から8時間後に,不		
		基準事故対処設備はないこ		要な負荷の切離しを行い,		
		とから, 重大事故等対処設		全交流動力電源喪失から 24		
		備の基本方針のうち「5.1.2		時間にわたり, 125V 蓄電池		
		多様性,位置的分散等」に示		2A 及び 125V 蓄電池 2B から		
		す設計方針は適用しない。		電力を供給できる設計とす		③b 引用元:P6
		③b 【72条 30】		る。また,交流電源復旧後		
			常設代替交流電源設備	に, 交流電源を 125V 充電器		非常用電源設備
		常設代替交流電源設備	は, 非常用交流電源設備と	2A 及び 125V 充電器 2B を経		2.2.2 多様性,位置的分散
		は, 非常用交流電源設備と	共通要因によって同時に機	由し 125V 直流母線へ接続		等
		共通要因によって同時に機	能を損なわないよう、ガス	することで電力を供給でき		
		能を損なわないよう、ガス	タービン発電機をガスター	る設計とする。		
		タービン発電機をガスター	ビンにより駆動すること	♠(①c⑤a⑤c 重複)		
		ビンにより駆動すること	で,ディーゼルエンジンに	主要な設備は、以下のと		
		で、ディーゼルエンジンに	より駆動する非常用ディー	おりとする。		
		より駆動する非常用ディー	ゼル発電機及び高圧炉心ス	・125V 蓄電池2A		
		ゼル発電機及び高圧炉心ス	プレイ系ディーゼル発電機	・125V 蓄電池2B		
		プレイ系ディーゼル発電機	を用いる非常用交流電源設	・125V 充電器2A		
		を用いる非常用交流電源設	備に対して多様性を有する	・125V 充電器2B		
		備に対して多様性を有する	<u>設計とする。</u> ③c	3		
		設計とする。				
		③c 【72条31】		b. 常設代替直流電源設備		
			常設代替交流電源設備の	による給電	設備記載の適正化	非常用電源設備
		常設代替交流電源設備の	ガスタービン発電機,ガス	設計基準事故対処設備の	(設備名称を工認名称とし	2.2.2 多様性,位置的分散
		ガスタービン発電機,ガス	タービン発電設備軽油タン	交流電源及び直流電源が喪	た。)	等
		タービン発電設備軽油タン	ク,ガスタービン発電設備	失した場合の重大事故等対		4.2 常設代替交流電源設備
		ク, ガスタービン発電設備	燃料移送ポンプ及びタンク	処設備として,常設代替直		の燃料補給設備
		燃料移送ポンプ及びタンク	ローリは,原子炉建屋付属	流電源設備のうち125V代替		
		ローリは,原子炉建屋付属	棟から離れた屋外に設置又	蓄電池を使用する。また, 設		
		棟から離れた屋外に設置又	は保管することで,原子炉	計基準事故対処設備の交流		
		は保管することで,原子炉	建屋付属棟内の非常用ディ	電源が喪失(全交流動力電		
		建屋付属棟内の非常用ディ	ーゼル発電機, 高圧炉心ス	源喪失) した場合又は交流		
		ーゼル発電機、高圧炉心ス	プレイ系ディーゼル発電	電源及び直流電源が喪失し		
		プレイ系ディーゼル発電機	機, 非常用ディーゼル発電	た場合の重大事故等対処設		
		及び燃料デイタンク並びに	設備 <u>燃料デイタンク</u> 及び高	備として,常設代替直流電		
		原子炉建屋付属棟近傍の燃	圧炉心スプレイ系ディーゼ	源設備のうち250V蓄電池を		
	<u> </u>	料移送ポンプと共通要因に	ル発電設備燃料デイタンク	使用する。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

II (by the Mr. I prop. )	設工認申請書	設工認申請書	安小事項との別れなる 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	Mt. da
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		よって同時に機能を損なわ	並びに原子炉建屋付属棟近	常設代替直流電源設備		
		ないよう,位置的分散を図	<u>傍の</u> 非常用ディーゼル発電	は,125V 代替蓄電池,250V		
		る設計とする。	設備燃料移送ポンプ及び高	蓄電池,電路(125V 直流主		
		③d 【72条32】	圧炉心スプレイ系ディーゼ	母線盤及び 125V 直流電源		
			ル発電設備燃料移送ポンプ	切替盤並びに 250V 直流主		
			と共通要因によって同時に	母線盤を含む。), 計測制御		
			機能を損なわないよう,位	装置等で構成し、125V 代替		
			置的分散を図る設計とす	蓄電池は電力の供給開始か		
			<u>る。</u> ③d	ら8時間後に、不要な負荷		
				の切離しを行い, 250V 蓄電		
				池は電力の供給開始から1		
			常設代替交流電源設備	時間後に中央制御室におい	設備記載の適正化	非常用電源設備
		常設代替交流電源設備	は、ガスタービン発電機か	て,不要な負荷の切離しを	(設備名称を工認名称とし	2.2.2 多様性,位置的分散
		は, ガスタービン発電機か	<u>ら</u> 非常用高圧母線 <u>までの系</u>	行い,電力の供給開始から	た。)	等
		らメタルクラッドスイッチ	統において,独立した電路	24 時間にわたり, 125V 代		
		ギア(非常用)までの系統に	で系統構成することによ	替蓄電池及び 250V 蓄電池		
		おいて,独立した電路で系	り、非常用ディーゼル発電	から電力を供給できる設計		
		統構成することにより,非	機及び高圧炉心スプレイ系	とする。		
		常用ディーゼル発電機から	ディーゼル発電機から非常	◇(①d⑥重複)		
		メタルクラッドスイッチギ	用高圧母線までの系統に対	主要な設備は,以下のと		
		ア(非常用)までの系統及び	して,独立性を有する設計	おりとする。		
		高圧炉心スプレイ系ディー	<u>とする。</u> ③e	• 125V 代替蓄電池		
		ゼル発電機からメタルクラ		• 250V 蓄電池		
		ッドスイッチギア(高圧炉		3		
		心スプレイ系用)までの系				
		統に対して,独立性を有す		c. 可搬型代替直流電源設		
		る設計とする。		備による給電		
		③e 【72条33】		設計基準事故対処設備の		
			これらの多様性及び位置	交流電源及び直流電源が喪		同上
		これらの多様性及び位置	的分散並びに電路の独立性	失した場合の重大事故等対		
		的分散並びに電路の独立性	によって、常設代替交流電	処設備として、可搬型代替		
		によって、常設代替交流電	源設備は非常用交流電源設	直流電源設備を使用する。		
		源設備は非常用交流電源設	備に対して独立性を有する	可搬型代替直流電源設備		
		備に対して独立性を有する	<u>設計とする。</u>	は, 125V 代替蓄電池, 250V		
		設計とする。	3f	蓄電池,電源車,125V 代替		
		③f 【72条 34】		充電器, 250V 充電器, 軽油		15 14 T 75 75 31 / 14
			可搬型代替交流電源設備	タンク,ガスタービン発電		非常用電源設備

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

14.41c ++ W+ 10 00	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/++- ++z
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		可搬型代替交流電源設備	は,非常用交流電源設備と	設備軽油タンク, タンクロ		2.3.2 多様性,位置的分散
		は,非常用交流電源設備と	共通要因によって同時に機	ーリ, 電路 (125V 直流主母		等
		共通要因によって同時に機	能を損なわないよう, 電源	線盤及び 125V 直流電源切		
		能を損なわないよう、電源	車の冷却方式を空冷とする	替盤並びに 250V 直流主母		
		車の冷却方式を空冷とする	ことで,冷却方式が水冷で	線盤を含む。), 計測制御装		
		ことで、冷却方式が水冷で	ある非常用ディーゼル発電	置等で構成し,125V 代替蓄		
		ある非常用ディーゼル発電	機及び高圧炉心スプレイ系	電池は電力の供給開始から		
		機及び高圧炉心スプレイ系	ディーゼル発電機を用いる	8時間後に、不要な負荷の		
		ディーゼル発電機を用いる	非常用交流電源設備に対し	切離しを行い, 250V 蓄電池		
		非常用交流電源設備に対し	て多様性を有する設計とす	は電力の供給開始から1時		
		て多様性を有する設計とす	る。また,可搬型代替交流電	間後に中央制御室におい		
		る。また,可搬型代替交流電	源設備は,常設代替交流電	て,不要な負荷の切離しを		
		源設備は, 常設代替交流電	源設備と共通要因によって	行い, 125V 代替蓄電池及び		
		源設備と共通要因によって	同時に機能を損なわないよ	250V 蓄電池から電力を供		
		同時に機能を損なわないよ	う,電源車をディーゼルエ	給し,その後,電源車を代替		
		う, 電源車をディーゼルエ	ンジンにより駆動すること	所内電気設備, 125V 代替充		
		ンジンにより駆動すること	で, ガスタービンにより駆	電器及び 250V 充電器を経		
		で、ガスタービンにより駆	動するガスタービン発電機	由し、125V 直流主母線盤		
		動するガスタービン発電機	を用いる常設代替交流電源	2A-1, 125V 直流主母線盤		
		を用いる常設代替交流電源	設備に対して多様性を有す	2B-1 及び250V 直流主母線		
		設備に対して多様性を有す	<u>る設計とする。</u> ③g	盤へ接続することで電力を		
		る設計とする。		供給できる設計とする。		
		③g 【72条35】		♠(①e⑦a⑦c 重複)		
			可搬型代替交流電源設備	電源車の燃料は,軽油タ	同趣旨の記載であるが,表	非常用電源設備
		可搬型代替交流電源設備	の電源車,ガスタービン発	ンク又はガスタービン発電	現の違いによる差異あり	2.3.2 多様性,位置的分散
		の電源車, ガスタービン発	電設備軽油タンク及びタン	設備軽油タンクよりタンク		等
		電設備軽油タンク及びタン	クローリは、屋外の原子炉	ローリを用いて補給できる		4.3 可搬型代替交流電源
		クローリは,屋外の原子炉	建屋付属棟から離れた場所	設計とする。 ① (⑩d重複)		設備及び可搬型代替直流電
		建屋付属棟から離れた場所	に設置又は保管すること	可搬型代替直流電源設備		源設備の燃料補給設備
		に設置又は保管すること	で,原子炉建屋付属棟内の	は,電源車の運転を継続す		
		で、原子炉建屋付属棟内の	非常用ディーゼル発電機,	ることで,設計基準事故対		
		非常用ディーゼル発電機,	<u>高圧炉心スプレイ系ディー</u>	処設備の交流電源及び直流		
		高圧炉心スプレイ系ディー	ゼル発電機,非常用ディー	電源の喪失から24 時間に		
		ゼル発電機及び燃料デイタ	ゼル発電設備燃料 <u>デイタン</u>	わたり必要な負荷に電力の		
		ンク並びに原子炉建屋付属	<u>ク</u> 及び高圧炉心スプレイ系	供給を行うことができる設		
		棟近傍の燃料移送ポンプと	ディーゼル発電設備燃料デ	計とする。◆(⑦d重複)		
		共通要因によって同時に機	イタンク <u>並びに原子炉建屋</u>	可搬型代替直流電源設備		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

LLANCTON MALERIAL ANGER	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	file size
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		能を損なわないよう, 位置	付属棟近傍の非常用ディー	は、非常用直流電源設備に		
		的分散を図る設計とする。	ゼル発電設備燃料移送ポン	対して,独立性を有し,位置		
		また, 可搬型代替交流電源	<u>プ</u> 及び高圧炉心スプレイ系	的分散を図る設計とする。		
		設備の電源車及びタンクロ	ディーゼル発電設備燃料移	◆(③v 重複)		
		ーリは,屋外のガスタービ	送ポンプと共通要因によっ	主要な設備は、以下のと		
		ン発電機、ガスタービン発	て同時に機能を損なわない	おりとする。		
		電設備軽油タンク及びガス	よう、位置的分散を図る設	· 125V 代替蓄電池		
		タービン発電設備燃料移送	計とする。また,可搬型代替	・250V 蓄電池		
		ポンプから離れた場所に保	交流電源設備の電源車及び	・電源車		
		管することで, 共通要因に	タンクローリは,屋外のガ	· 125V 代替充電器		
		よって同時に機能を損なわ	スタービン発電機,ガスタ	・250V 充電器		
		ないよう,位置的分散を図	ービン発電設備軽油タンク	・軽油タンク		
		る設計とする。	及びガスタービン発電設備	・ガスタービン発電設備軽		
		③h 【72条 36】	燃料移送ポンプから離れた	油タンク		
			場所に保管することで,共	・タンクローリ		
			通要因によって同時に機能	3		
			を損なわないよう, 位置的			
			分散を図る設計とする。 <a>③h</a>	(3) 代替所内電気設備によ		
				る給電		
			可搬型代替交流電源設備	設計基準事故対処設備の	設備記載の適正化	非常用電源設備
		可搬型代替交流電源設備	は,電源車から非常用高圧	非常用所内電気設備が機能	(設備名称を工認名称とし	2.3.2 多様性,位置的分散
		は、電源車からメタルクラ	母線 <u>までの系統において,</u>	喪失した場合の重大事故等	た。)	等
		ッドスイッチギア(非常用)	独立した電路で系統構成す	対処設備として,代替所内		
		までの系統において,独立	<u>ることにより、非常用ディ</u>	電気設備を使用する。		
		した電路で系統構成するこ	ーゼル発電機及び高圧炉心	代替所内電気設備は,ガ		
		とにより, 非常用ディーゼ	スプレイ系ディーゼル発電	スタービン発電機接続盤,		
		ル発電機からメタルクラッ	機から非常用高圧母線まで	緊急用高圧母線2F系, 緊急		
		ドスイッチギア(非常用)ま	の系統に対して,独立性を	用高圧母線2G 系, 緊急用動		
		での系統及び高圧炉心スプ	<u>有する設計とする。</u> ③i	力変圧器2G 系, 緊急用低圧		
		レイ系ディーゼル発電機か		母線2G 系, 緊急用交流電源		
		らメタルクラッドスイッチ		切替盤2G 系, 緊急用交流電		
		ギア(高圧炉心スプレイ系		源切替盤2C 系, 緊急用交流		
		用)までの系統に対して,独		電源切替盤2D 系,非常用高		
		立性を有する設計とする。		圧母線2C 系,非常用高圧母		
		③i 【72条37】		線2D 系,計測制御装置等で		
			これらの多様性及び位置	構成し、常設代替交流電源	設備記載の適正化	同上
		これらの多様性及び位置	的分散並びに電路の独立性	設備又は可搬型代替交流電	(設備名称を工認名称とし	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

	設工認申請書	設工認申請書	安水争切との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		的分散並びに電路の独立性	によって, 可搬型代替交流	源設備の電路として使用し	た。)	
		によって, 可搬型代替交流	電源設備は非常用交流電源	電力を供給できる設計とす		
		電源設備は非常用交流電源	設備に対して独立性を有す	る。��(①f®b®c重複)		
		設備である非常用ディーゼ		代替所内電気設備は,共		
		ル発電機及び高圧炉心スプ		通要因で設計基準事故対処		
		レイ系ディーゼル発電機に		設備である非常用所内電気		
		対して独立性を有する設計		設備と同時に機能を喪失し		
		とする。		ない設計とする。 ①(③y 重		
		③j 【72条 38】		複)また,代替所内電気設備		
			可搬型代替交流電源設備	及び非常用所内電気設備		同上
		可搬型代替交流電源設備	の電源車の接続箇所は,共	は、少なくとも1系統は機		
		の電源車の接続箇所は,共	通要因によって接続できな	能の維持及び人の接近性の		
		通要因によって接続できな	くなることを防止するた	確保を図る設計とする。◆		
		くなることを防止するた	め,位置的分散を図った複	(®a®d 重複)		
		め,位置的分散を図った複	数箇所に設置する設計とす	主要な設備は、以下のと		
		数箇所に設置する設計とす	<u>る。</u> ③k	おりとする。		
		る。		・ガスタービン発電機接続		
		③k 【72条 39】		盤		
			所内常設蓄電式直流電源	・緊急用高圧母線2F 系		非常用電源設備
		所内常設蓄電式直流電源	設備は,原子炉建屋付属棟	・緊急用高圧母線2G 系		3.1.2 多様性,位置的分散
		設備は,原子炉建屋付属棟	内の非常用ディーゼル発電	・緊急用動力変圧器2G 系		等
		内の非常用ディーゼル発電	機及び高圧炉心スプレイ系	・緊急用低圧母線2G 系		
		機及び高圧炉心スプレイ系	ディーゼル発電機と異なる	·緊急用交流電源切替盤2G		
		ディーゼル発電機と異なる	制御建屋内に設置すること	系		
		制御建屋内に設置すること	で,非常用交流電源設備と	・緊急用交流電源切替盤2C		
		で, 非常用交流電源設備と	<u>共通要因によって同時に機</u>	系		
		共通要因によって同時に機	能を損なわないよう,位置	・緊急用交流電源切替盤2D		
		能を損なわないよう, 位置	的分散を図る設計とする。	系		
		的分散を図る設計とする。	31	・非常用高圧母線2C 系		
		③1 【72条40】		・非常用高圧母線2D 系		
			所内常設蓄電式直流電源	3		同上
		所内常設蓄電式直流電源	設備は, 125V蓄電池2A及び			
		設備は, 125V 蓄電池 2A 及び	125V蓄電池 <u>2Bから125V直流</u>	(4) 燃料補給設備による給		
		2B から 125V 直流主母線盤	<u>主母線盤2A及び</u> 125V直流主	油		
		2A及び2Bまでの系統におい	母線盤 <u>2Bまでの系統におい</u>	重大事故等時に補機駆動		
		て,独立した電路で系統構	て,独立した電路で系統構	用の軽油を補給する設備と		
		成することにより, 非常用	成することにより,非常用	して,軽油タンク,ガスター		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	安が事項との別れ致っ	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		ディーゼル発電機の交流を	ディーゼル発電機の交流を	ビン発電設備軽油タンク,		
		直流に変換する電路を用い	直流に変換する電路を用い	タンクローリ及びホースを		
		た 125V 直流主母線盤 2A 及	た125V直流主母線盤2A及び	使用する。 �� (⑩a⑩b⑩c⑩d		
		び 2B までの系統に対して,	125V直流主母線盤2Bまでの	重複)		
		独立性を有する設計とす	系統に対して,独立性を有	大容量送水ポンプ(タイ		
		る。	<u>する設計とする。</u> ③m	プ I ), 熱交換器ユニット,		
		③m 【72条41】		可搬型窒素ガス供給装置及		
			これらの位置的分散及び	び大容量送水ポンプ(タイ		同上
		これらの位置的分散及び	電路の独立性によって,所	プⅡ)は,軽油タンク又はガ		
		電路の独立性によって、所	内常設蓄電式直流電源設備	スタービン発電設備軽油タ		
		内常設蓄電式直流電源設備	は非常用交流電源設備に対	ンクからタンクローリを用		
		は非常用交流電源設備に対	して独立性を有する設計と	いて燃料を補給できる設計		
		して独立性を有する設計と	<u>する。</u> ③n	とする。 🧐		
		する。		軽油タンク又はガスター		
		③n 【72条 42】		ビン発電設備軽油タンクか		
			常設代替直流電源設備	らタンクローリへの軽油の		非常用電源設備
		常設代替直流電源設備	は、制御建屋内の非常用直	補給は,ホースを用いる設		3.2.2 多様性, 位置的分散等
		は、制御建屋内の非常用直	流電源設備と異なる区画に	計とする。		
		流電源設備と異なる区画に	設置することで,非常用直	◆(⑩b重複)		
		設置することで、非常用直	流電源設備と共通要因によ	主要な設備は,以下のと		
		流電源設備と共通要因によ	って同時に機能を損なわな	おりとする。		
		って同時に機能を損なわな	いよう,位置的分散を図る	<ul><li>軽油タンク</li></ul>		
		いよう、位置的分散を図る	<u>設計とする。</u> 30	・ガスタービン発電設備軽		
		設計とする。		油タンク		
		③0 【72条43】		・タンクローリ		
			常設代替直流電源設備	本系統の流路として, ホ		同上
		常設代替直流電源設備	は, 125V代替蓄電池から	ースを重大事故等対処設備		
		は, 125V 代替蓄電池から	125V直流主母線盤2A-1及び	として使用する。		
		125V 直流主母線盤 2A-1 及び	125V直流主母線盤 <u>2B-1まで</u>	③>		
		2B-1 までの系統並びに 250V	の系統並びに250V蓄電池か			
		蓄電池から 250V 直流主母線	ら250V直流主母線盤までの	10.2.2.1 多様性及び独立		
		盤までの系統において,独	系統において,独立した電	性, 位置的分散		
		立した電路で系統構成する	路で系統構成することによ	基本方針については,「1.		
		ことにより,非常用直流電	り,非常用直流電源設備の	1.7.1 多様性, 位置的分散,		
		源設備の 125V 蓄電池 2A, 2B	<u>125V 蓄電池2A,</u> 125V蓄電池	悪影響防止等」に示す。		
		及び 2H から 125V 直流主母	<u>2B及び</u> 125V蓄電池 <u>2Hから</u>	常設代替交流電源設備		
		線盤 2A, 2B 及び 2H までの	125V直流主母線盤2A, 125V	は,非常用交流電源設備と		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

++ /生   # +  +  +  +  +  +  +  +  +  +  +  +  +	設工認申請書	設工認申請書	安水争頃との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/#= ±z.
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	1	系統に対して,独立性を有	直流主母線盤 <u>2B及び</u> 125V直	共通要因によって同時に機		
	1	する設計とする。	流主母線盤2Hまでの系統に	能を損なわないよう,ガス		
		③p 【72条 44】	対して,独立性を有する設	タービン発電機をガスター		
	1		<u>計とする。</u> ③p	ビンにより駆動すること		
	1		これらの位置的分散及び	で,ディーゼルエンジンに		同上
	1	これらの位置的分散及び	電路の独立性によって,常	より駆動する非常用ディー		
	1	電路の独立性によって,常	設代替直流電源設備は非常	ゼル発電機及び高圧炉心ス		
	1	設代替直流電源設備は非常	用直流電源設備に対して独	プレイ系ディーゼル発電機		
	1	用直流電源設備に対して独	立性を有する設計とする。	を用いる非常用交流電源設		
	1	立性を有する設計とする。	<b>3</b> q	備に対して多様性を有する		
		③q 【72条 45】		設計とする。 ① (③c 重複)		
	1			常設代替交流電源設備の		
				ガスタービン発電機,ガス		
			可搬型代替直流電源設備	タービン発電設備軽油タン		非常用電源設備
		可搬型代替直流電源設備	は,非常用直流電源設備と	ク, ガスタービン発電設備		3.3.2 多様性,位置的分散
	1	は, 非常用直流電源設備と	共通要因によって同時に機	燃料移送ポンプ及びタンク		等
		共通要因によって同時に機	能を損なわないよう,電源	ローリは,原子炉建屋付属		
	1	能を損なわないよう, 電源	車の冷却方式を空冷とする	棟から離れた屋外に設置又		
	1	車の冷却方式を空冷とする	ことで、冷却方式が水冷で	は保管することで、原子炉		
		ことで,冷却方式が水冷で	ある非常用ディーゼル発電	建屋付属棟内の非常用ディ		
	1	ある非常用ディーゼル発電	機及び高圧炉心スプレイ系	ーゼル発電機,高圧炉心ス		
		機及び高圧炉心スプレイ系	ディーゼル発電機から給電	プレイ系ディーゼル発電		
	1	ディーゼル発電機から給電	する非常用直流電源設備に	機、非常用ディーゼル発電		
	1	する非常用直流電源設備に	対して多様性を有する設計	設備燃料デイタンク及び高		
	1	対して多様性を有する設計	とする。また, 125V代替充電	圧炉心スプレイ系ディーゼ		
	1	とする。また, 125V 代替充	器及び250V充電器により交	ル発電設備燃料デイタンク		
		電器及び 250V 充電器により	流を直流に変換できること	並びに原子炉建屋付属棟近		
	1	交流を直流に変換できるこ	で,125V蓄電池2A,125V蓄電	傍の非常用ディーゼル発電		
		とで、125V 蓄電池 2A、2B 及	池 <u>2B及び</u> 125V蓄電池 <u>2Hを用</u>	設備燃料移送ポンプ及び高		
		び2Hを用いる非常用直流電	いる非常用直流電源設備に	圧炉心スプレイ系ディーゼ		
		源設備に対して多様性を有	対して多様性を有する設計	ル発電設備燃料移送ポンプ		
		する設計とする。	<u>とする。</u> ③r	と共通要因によって同時に		
		③r 【72条 46】		機能を損なわないよう,位		
		司机则 小井 古法帝军部 /#	可搬型代替直流電源設備	置的分散を図る設計とす	, , , ,	同上
		可搬型代替直流電源設備	<u>の125V代替蓄電池, 250V蓄</u>	る。	現の違いによる差異あり	
		の 125V 代替蓄電池, 250V 蓄	電池, 125V代替充電器及び	◆ (③d重複)		
	<u> </u>	電池, 125V 代替充電器及び	250V充電器は,制御建屋内	常設代替交流電源設備		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	要水事項との対比表 - 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
汉阳 基中观点	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	V cnv
		250V 充電器は、制御建屋内	<u>の125V蓄電池2A,</u> 125V蓄電	は,ガスタービン発電機か		
		の 125V 蓄電池 2A 及び 2B,	池 <u>2B, 125V 充電器2A及び</u>	ら非常用高圧母線までの系		
		125V 充電器 2A 及び 2B 並び	125V充電器 <u>2B並びに原子炉</u>	統において,独立した電路		
		に原子炉建屋付属棟内の	建屋付属棟内の125V 蓄電	で系統構成することによ		
		125V 蓄電池 2H 及び 125V 充	<u>池2H 及び125V充電器2Hと</u>	り,非常用ディーゼル発電		
		電器 2H と異なる区画又は建	異なる区画又は建屋に設置	機及び高圧炉心スプレイ系		
		屋に設置することで、非常	することで,非常用直流電	ディーゼル発電機から非常		
		用直流電源設備と共通要因	源設備と共通要因によって	用高圧母線までの系統に対		
		によって同時に機能を損な	同時に機能を損なわないよ	して、独立性を有する設計		
		わないよう、位置的分散を	う,位置的分散を図る設計	とする。�(③e 重複)		
		図る設計とする。	<u>とする。</u> ③s	これらの多様性及び位置		
		③s 【72条 47】		的分散並びに電路の独立性		
				によって、常設代替交流電		
			可搬型代替直流電源設備	源設備は非常用交流電源設	同趣旨の記載であるが、表	非常用電源設備
		可搬型代替直流電源設備	の電源車, ガスタービン発	備に対して独立性を有する	現の違いによる差異あり	3.3.2 多様性,位置的分散
		の電源車, ガスタービン発	電設備軽油タンク及びタン	設計とする。 🗘 (③f重複)		等
		電設備軽油タンク及びタン	クローリは,屋外の原子炉	可搬型代替交流電源設備		4.3 可搬型代替交流電源設
		クローリは,屋外の原子炉	建屋付属棟から離れた場所	は、非常用交流電源設備と		備及び可搬型代替直流電源
		建屋付属棟から離れた場所	に設置又は保管すること	共通要因によって同時に機		設備の燃料補給設備
		に設置又は保管すること	で,原子炉建屋付属棟内の	能を損なわないよう、電源		
		で,原子炉建屋付属棟内の	非常用ディーゼル発電機,	車の冷却方式を空冷とする		
		非常用ディーゼル発電機,	<u>高圧炉心スプレイ系ディー</u>	ことで、冷却方式が水冷で		
		高圧炉心スプレイ系ディー	ゼル発電機,非常用ディー	ある非常用ディーゼル発電		
		ゼル発電機及び燃料デイタ	ゼル発電設備燃料デイタン	機及び高圧炉心スプレイ系		
		ンク並びに原子炉建屋付属	<u>ク</u> 及び高圧炉心スプレイ系	ディーゼル発電機を用いる		
		棟近傍の燃料移送ポンプと	ディーゼル発電設備燃料デ	非常用交流電源設備に対し		
		共通要因によって同時に機	イタンク <u>並びに原子炉建屋</u>	て多様性を有する設計とす		
		能を損なわないよう, 位置	付属棟近傍の非常用ディー	る。また,可搬型代替交流電		
		的分散を図る設計とする。	ゼル発電設備燃料移送ポン	源設備は、常設代替交流電		
		③t 【72条 48】	<u>プ</u> 及び高圧炉心スプレイ系	源設備と共通要因によって		
			ディーゼル発電設備燃料移	同時に機能を損なわないよ		
			送ポンプと共通要因によっ	う、電源車をディーゼルエ		
			て同時に機能を損なわない	ンジンにより駆動すること		
			よう,位置的分散を図る設	で、ガスタービンにより駆		
			<u>計とする。</u> ③t	動するガスタービン発電機		
			可搬型代替直流電源設備	を用いる常設代替交流電源		非常用電源設備
		可搬型代替直流電源設備	は, 125V 代替蓄電池及び電	設備に対して多様性を有す		3.3.2 多様性,位置的分散

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
汉州 基 华 从 只 一	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	加力
		は,125V 代替蓄電池及び電	源車から125V 直流主母線	る設計とする。 ①(③g重複)		等
		源車から 125V 直流主母線盤	<u>盤2A-1 及び</u> 125V 直流主母	可搬型代替交流電源設備		
		2A-1及び2B-1までの系統並	線盤 <u>2B-1</u> <u>までの系統並び</u>	の電源車, ガスタービン発		
		びに 250V 蓄電池及び電源車	<u>に250V 蓄電池及び電源車</u>	電設備軽油タンク及びタン		
		から 250V 直流主母線盤まで	から250V 直流主母線盤ま	クローリは,屋外の原子炉		
		の系統において,独立した	での系統において,独立し	建屋付属棟から離れた場所		
		電路で系統構成することに	た電路で系統構成すること	に設置又は保管すること		
		より、非常用直流電源設備	により,非常用直流電源設	で,原子炉建屋付属棟内の		
		の 125V 蓄電池 2A, 2B 及び	備の125V 蓄電池2A, 125V	非常用ディーゼル発電機,		
		2H から 125V 直流主母線盤	蓄電池 <u>2B 及び</u> 125V 蓄電池	高圧炉心スプレイ系ディー		
		2A, 2B 及び 2H までの系統に	<u>2H から125V 直流主母線盤</u>	ゼル発電機,非常用ディー		
		対して,独立性を有する設	2A, 125V 直流主母線盤2B	ゼル発電設備燃料デイタン		
		計とする。	及び125V 直流主母線盤2H	ク及び高圧炉心スプレイ系		
		③u 【72条 49】	までの系統に対して,独立	ディーゼル発電設備燃料デ		
			性を有する設計とする。 <a>③u</a>	イタンク並びに原子炉建屋		
			これらの多様性及び位置	付属棟近傍の非常用ディー		非常用電源設備
		これらの多様性及び位置	的分散並びに電路の独立性	ゼル発電設備燃料移送ポン		3.3.2 多様性,位置的分散
		的分散並びに電路の独立性	によって,可搬型代替直流	プ及び高圧炉心スプレイ系		等
		によって, 可搬型代替直流	電源設備は非常用直流電源	ディーゼル発電設備燃料移		
		電源設備は非常用直流電源	設備に対して独立性を有す	送ポンプと共通要因によっ		
		設備に対して独立性を有す	<u>る設計とする。</u> ③v	て同時に機能を損なわない		
		る設計とする。		よう,位置的分散を図る設		
		③v 【72条 50】		計とする。また,可搬型代替		
			可搬型代替直流電源設備	交流電源設備の電源車及び		同上
		可搬型代替直流電源設備	の電源車の接続箇所は,共	タンクローリは,屋外のガ		
		の電源車の接続箇所は,共	通要因によって接続できな	スタービン発電機,ガスタ		
		通要因によって接続できな	くなることを防止するた	ービン発電設備軽油タンク		
		くなることを防止するた	め,位置的分散を図った複	及びガスタービン発電設備		
		め,位置的分散を図った複	数箇所に設置する設計とす	燃料移送ポンプから離れた		
		数箇所に設置する設計とす	<u>る。</u> ③w	場所に保管することで,共		
		る。		通要因によって同時に機能		
		③w 【72条51】		を損なわないよう, 位置的		
			代替所内電気設備のガス	分散を図る設計とする。◆	設備記載の適正化	非常用電源設備
			<u>タービン発電機接続盤</u> 及び	(③h 重複)	(設備名称を工認名称とし	1.2.2 多様性,位置的分散
			緊急用高圧母線2F系は,緊	可搬型代替交流電源設備	た。)	等
			急用電気品建屋(地下階)に	は,電源車から非常用高圧		
			設置することで、非常用所	母線までの系統において,		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1〜の展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 : 前回提出時からの変更箇所

			要求事項との対比表し	紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後	) との対比 : 前回提出時か	らの変更箇所
11-45 T WE 10 01	設工認申請書	設工認申請書	安不争切との対比な一	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/#= +r.
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
			内電気設備と共通要因によ	独立した電路で系統構成す		
			って同時に機能を損なわな	ることにより, 非常用ディ		
			いよう,位置的分散を図る	ーゼル発電機及び高圧炉心		
			<u>設計とする。</u> ③x	スプレイ系ディーゼル発電		
				機から非常用高圧母線まで		
				の系統に対して,独立性を		
				有する設計とする。 ① (③i		
			代替所内電気設備の緊急	重複)	設備記載の適正化	同上
		代替所内電気設備の <mark>ガス</mark>	用高圧母線2G 系, 緊急用動	これらの多様性及び位置	(設備名称を工認名称とし	
		タービン発電機接続盤,メ	力変圧器2G 系, 緊急用低圧	的分散並びに電路の独立性	た。)	
		タルクラッドスイッチギア	母線2G 系, 緊急用交流電源	によって, 可搬型代替交流		
		(緊急用),動力変圧器(緊	切替盤2G 系, 緊急用交流電	電源設備は非常用交流電源		
		急用),パワーセンタ(緊急	源切替盤2C 系及び緊急用	設備に対して独立性を有す		
		用),モータコントロールセ	交流電源切替盤2D 系 <u>は、非</u>	る設計とする。 🗘 (③ j重複)		
		ンタ(緊急用), <mark>ガスタービ</mark>	常用所内電気設備と異なる	可搬型代替交流電源設備		
		ン発電設備燃料移送ポンプ	区画に設置することで,非	の電源車の接続箇所は,共		
		接続盤,460V 原子炉建屋交	常用所内電気設備と共通要	通要因によって接続できな		
		流電源切替盤 (緊急用) 及び	因によって同時に機能を損	くなることを防止するた		
		460V 原子炉建屋交流電源切	なわないよう,位置的分散	め,位置的分散を図った複		
		替盤 (非常用), 120V 原子炉	<u>を図る設計とする。</u> ③y	数箇所に設置する設計とす		
		建屋交流電源切替盤(緊急		る。��(③k重複)		
		用)及び中央制御室 120V 交		所内常設蓄電式直流電源		
		流分電盤(緊急用)は、非常		設備は,原子炉建屋付属棟		
		用所内電気設備と異なる区		内の非常用ディーゼル発電		
		画に設置することで,非常		機及び高圧炉心スプレイ系		
		用所内電気設備と共通要因		ディーゼル発電機と異なる		
		によって同時に機能を損な		制御建屋内に設置すること		
		わないよう,位置的分散を		で,非常用交流電源設備と		
		図る設計とする。		共通要因によって同時に機		③ x 引用元: P25
		③ x , ③y 【72条53】		能を損なわないよう, 位置		
			代替所内電気設備は,独	的分散を図る設計とする。		非常用電源設備
		代替所内電気設備は,独	立した電路で系統構成する	◆(③1重複)		1.2.2 多様性,位置的分散
		立した電路で系統構成する	ことにより,非常用所内電	所内常設蓄電式直流電源		等
		ことにより, 非常用所内電	気設備に対して,独立性を	設備は, 125V 蓄電池2A 及		
		気設備に対して,独立性を	<u>有する設計とする。</u> ③z	び125V 蓄電池2B から125V		
		有する設計とする。		直流主母線盤2A 及び125V		
		③z 【72条 54】		直流主母線盤2B までの系		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

LL AND THE SALE LET THE ANY OFFI	設工認申請書	設工認申請書	安水事項との別れなる設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	file size
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
			これらの位置的分散及び	統において,独立した電路		同上
		これらの位置的分散及び	電路の独立性によって,代	で系統構成することによ	設備設計の明確化	
		電路の独立性によって、代	替所内電気設備は非常用所	り,非常用ディーゼル発電	(タンクローリ自体の位置	
		替所内電気設備は非常用所	内電気設備に対して独立性	機の交流を直流に変換する	的分散について記載した。)	
		内電気設備に対して独立性	<u>を有する設計とする。</u> ③aa	電路を用いた125V 直流主		
		を有する設計とする。		母線盤2A 及び125V 直流主		
		③aa 【72条 55】		母線盤2B までの系統に対		
			燃料補給設備のタンクロ	して、独立性を有する設計		非常用電源設備
		燃料補給設備のタンクロ	ーリは,原子炉建屋付属棟	とする。		4.2 常設代替交流電源設備
		ーリは,原子炉建屋付属棟	<u>近傍の</u> 非常用ディーゼル発	◆(③m重複)		の燃料補給設備
		近傍の燃料移送ポンプから	電設備燃料移送ポンプ及び	これらの位置的分散及び		4.3 可搬型代替交流電源設
		離れた屋外に分散して保管	高圧炉心スプレイ系ディー	電路の独立性によって、所		備及び可搬型代替直流電源
		することで,燃料移送ポン	ゼル発電設備燃料移送ポン	内常設蓄電式直流電源設備		設備の燃料補給設備
		プと共通要因によって同時	プから離れた屋外に分散し	は非常用交流電源設備に対		
		に機能を損なわないよう,	て保管することで,原子炉	して独立性を有する設計と		
		位置的分散を図る設計とす	建屋付属棟近傍の非常用デ	する。		
		る。なお、予備のタンクロー	ィーゼル発電設備燃料移送	◆(③n重複)		
		リについては,上記タンク	<u>ポンプ</u> 及び高圧炉心スプレ	常設代替直流電源設備		
		ローリと異なる場所に保管	イ系ディーゼル発電設備燃	は、制御建屋内の非常用直	設備記載の適正化	
2 発電用原子炉施設に		する設計とする。	料移送ポンプと共通要因に	流電源設備と異なる区画に	(設備名称を工認名称とし	
は、第四十五条第一項の規		③ab 【72条 56】	よって同時に機能を損なわ	設置することで,非常用直	た。)	
定により設置される非常用			ないよう,位置的分散を図	流電源設備と共通要因によ		
電源設備及び前項の規定に			<u>る設計とする。</u> ③ab	って同時に機能を損なわな		
より設置される電源設備の				いよう、位置的分散を図る		
ほか、設計基準事故対処設			軽油タンク及びガスター	設計とする。 ① (③o重複)		非常用電源設備
備の電源が喪失したことに		非常用ディーゼル発電設	ビン発電設備軽油タンク	常設代替直流電源設備		4.2 常設代替交流電源設備
より重大事故等が発生した		備軽油タンク及び高圧炉心	は,屋外に分散して設置す	は, 125V 代替蓄電池から		の燃料補給設備
場合において炉心の著しい		スプレイ系ディーゼル発電	ることで, 共通要因によっ	125V 直流主母線盤2A-1 及		4.3 可搬型代替交流電源設
損傷、原子炉格納容器の破		設備軽油タンク並びにガス	て同時に機能を損なわない	び125V 直流主母線盤2B-1		備及び可搬型代替直流電源
損、貯蔵槽内燃料体等の著		タービン発電設備軽油タン	よう、位置的分散を図る設	までの系統並びに250V 蓄		設備の燃料補給設備
しい損傷及び運転停止中原		クは、屋外に分散して設置	<u>計とする。</u> ③ac	電池から250V 直流主母線	本工事の計画対象外	
子炉内燃料体の著しい損傷		することで、共通要因によ		盤までの系統において、独	(72条2項の要求は,経過	
を防止するための常設の直		って同時に機能を損なわな	EMERICAN LABORATION	立した電路で系統構成する	措置での対応とするため、	
流電源設備を施設しなけれ		いよう、位置的分散を図る	[常設重大事故等対処設	ことにより、非常用直流電	本工事計画の対象外)	
ばならない。 🗓		設計とする。	備	源設備の125V 蓄電池2A,		
【解釈】		③ac 【72条57】	ガスタービン発電機	125V 蓄電池2B 及び125V		
2 第2項に規定する「常設			(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策	蓄電池2H から125V 直流主		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

++-	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/+ts +v.
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
の直流電源設備」とは、以下			所」と兼用)	母線盤2A, 125V 直流主母線		
に掲げる措置又はこれと同			台数 2	盤2B 及び125V 直流主母線		
等以上の効果を有する措置			容量 約4,500kVA	盤2H までの系統に対して,		
を行うための設備とする。			(1台当たり)	独立性を有する設計とす		
a) 更なる信頼性を向上す			ガスタービン発電設備軽油	る。��(③p重複)		
るため、負荷切り離し(原子			タンク	これらの位置的分散及び		
炉制御室又は隣接する電気			(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策	電路の独立性によって,常		
室等において簡易な操作で			所」と兼用)	設代替直流電源設備は非常		
負荷の切り離しを行う場合			基数 3	用直流電源設備に対して独		
を含まない。) を行わずに8			容量 約110kL (1	立性を有する設計とする。		
時間、その後、必要な負荷以			基当たり)	◆(③q重複)		
外を切り離して残り16 時			ガスタービン発電設備燃料	可搬型代替直流電源設備		
間の合計24 時間にわたり、			移送ポンプ	は, 非常用直流電源設備と		
重大事故等の対応に必要な			(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策	共通要因によって同時に機		
設備に電気の供給を行うこ			所」と兼用)	能を損なわないよう、電源		
とが可能であるもう1系統			台数 2	車の冷却方式を空冷とする		
の特に高い信頼性を有する			容量 約3.0m³/h	ことで、冷却方式が水冷で		
所内常設直流電源設備(3			(1台当たり)	ある非常用ディーゼル発電		
系統目)を整備すること。[4]			軽油タンク	機及び高圧炉心スプレイ系		
			(「ヌ(2)(ii) 非常用ディ	ディーゼル発電機から給電		
			ーゼル発電機」他と兼用)	する非常用直流電源設備に		
			125V 蓄電池2A	対して多様性を有する設計		
			(「ヌ(2)(iii) 蓄電池」と兼	とする。また, 125V 代替充		
			用)	電器及び250V 充電器によ		
			125V 蓄電池2B	り交流を直流に変換できる		
			(「ヌ(2)(iii) 蓄電池」と兼	ことで, 125V 蓄電池2A,		
			用)	125V 蓄電池2B 及び125V		
			125V 充電器2A	蓄電池2H を用いる非常用		
			個 数 1	直流電源設備に対して多様		
			直流出力電流 約 <u>700A</u>	性を有する設計とする。		
			125V 充電器2B	(③r重複)		
			個 数 1	可搬型代替直流電源設備		
			直流出力電流 約 <u>700A</u>	の125V 代替蓄電池, 250V		
			(5)b	蓄電池, 125V 代替充電器及		
			125V 代替蓄電池	び250V 充電器は、制御建屋		
			組数 1	内の125V 蓄電池2A, 125V		
			容量 約2,000Ah	蓄電池2B, 125V 充電器2A		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し		<u> </u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			250V 蓄電池	及び125V 充電器2B 並びに		
			組数 1	原子炉建屋付属棟内の125V		
			容量 約6,000Ah	蓄電池2H 及び125V 充電器		
			125V 代替充電器	2H と異なる区画又は建屋		
			個 数 <u>1</u>	に設置することで,非常用		
			直流出力電流 約 <u>700A</u>	直流電源設備と共通要因に		
			250V 充電器	よって同時に機能を損なわ		
			個 数 <u>1</u>	ないよう,位置的分散を図		
			直流出力電流 約400A	る設計とする。		
			7b	◆(③s重複)		
			ガスタービン発電機接続盤	可搬型代替直流電源設備		
			(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策	の電源車, ガスタービン発		
			所」と兼用)	電設備軽油タンク及びタン		
			個数 2	クローリは,屋外の原子炉		
			緊急用高圧母線	建屋付属棟から離れた場所		
			(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策	に設置又は保管すること		
			所」と兼用)	で,原子炉建屋付属棟内の		
			個数 3	非常用ディーゼル発電機,		
			緊急用動力変圧器	高圧炉心スプレイ系ディー		
			個数 1	ゼル発電機、非常用ディー		
			容量 約750kVA	ゼル発電設備燃料デイタン		
			緊急用低圧母線	ク及び高圧炉心スプレイ系		
			個数 3	ディーゼル発電設備燃料デ		
			緊急用交流電源切替盤	イタンク並びに原子炉建屋		
			個数 3	付属棟近傍の非常用ディー		
			非常用高圧母線	ゼル発電設備燃料移送ポン		
			個数 2	プ及び高圧炉心スプレイ系		
			2	ディーゼル発電設備燃料移		
				送ポンプと共通要因によっ		
			「可搬型重大事故等対処設	て同時に機能を損なわない		
			備]	よう,位置的分散を図る設		
			タンクローリ	計とする。 ① (③t重複)		
			(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策	可搬型代替直流電源設備		
			所」と兼用)	は, 125V 代替蓄電池及び電		
			台数 2 (予備1)	源車から125V 直流主母線		
			容量   約4.0kL (1	盤2A-1 及び125V 直流主母		
			台当たり)	線盤2B-1 までの系統並び		
		l	H - 1 (- 7 )	ww.m.ap 1 みくい水が重り.		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	△ 本版目分割 (制)	基本版刊分到 (仮)	電源車	に250V 蓄電池及び電源車	及び基本政府分割との利比	
			台数 4 (予備 1	から250V 直流主母線盤ま		
			*)	での系統において,独立し		
			容量 約 400kVA	た電路で系統構成すること		
			(1台当たり)	により,非常用直流電源設		
			※ 可搬型代替交流電源設	備の125V 蓄電池2A, 125V		
			備の電源車,可搬型代替直	蓄電池2B及び125V 蓄電池		
			流電源設備の電源車又は緊	2H から125V 直流主母線盤		
			急時対策所用代替交流電源	2A, 125V 直流主母線盤2B		
			設備の電源車(緊急時対策	及び125V 直流主母線盤2H		
			所用)として使用する。	までの系統に対して、独立		
			2	性を有する設計とする。		
				◆(③u重複)		
				これらの多様性及び位置		
				的分散並びに電路の独立性		
				によって、可搬型代替直流		
				電源設備は非常用直流電源		
				設備に対して独立性を有す		
				る設計とする。 ① (③v重複)		
				可搬型代替直流電源設備		
				の電源車の接続箇所は,共		
				通要因によって接続できな		
				くなることを防止するた		
				め,位置的分散を図った複		
				数箇所に設置する設計とす		
				る。 ① (③w重複)		
				代替所内電気設備のガス		
				タービン発電機接続盤及び		
				緊急用高圧母線2F 系は,緊		
				急用電気品建屋(地下階)に		
				設置することで,非常用所		
				内電気設備と共通要因によ		
				って同時に機能を損なわな		
				いよう,位置的分散を図る		
				設計とする。 ① (③x重複)		
				代替所内電気設備の緊急		
				用高圧母線2G 系, 緊急用動		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

### 亜米車項レの対比率

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				力変圧器2G 系, 緊急用低圧		
				母線2G 系, 緊急用交流電源		
				切替盤2G 系, 緊急用交流電		
				源切替盤2C 系及び緊急用		
				交流電源切替盤2D 系は,非		
				常用所内電気設備と異なる		
				区画に設置することで、非		
				常用所内電気設備と共通要		
				因によって同時に機能を損		
				なわないよう、位置的分散		
				なわないより、位直的分散 を図る設計とする。 <b>(3) (3)</b>		
				重複)		
				代替所内電気設備は、独立した電路で変体様式はス		
				立した電路で系統構成する		
				ことにより、非常用所内電		
				気設備に対して、独立性を		
				有する設計とする。 ① (③z		
				重複)		
				これらの位置的分散及び		
				電路の独立性によって、代		
				替所内電気設備は非常用所		
				内電気設備に対して独立性		
				を有する設計とする。 ①(③		
				aa重複)		
				燃料補給設備のタンクロ		
				ーリは,原子炉建屋付属棟		
				近傍の非常用ディーゼル発		
				電設備燃料移送ポンプ及び		
				高圧炉心スプレイ系ディー		
				ゼル発電設備燃料移送ポン		
				プから離れた屋外に分散し		
				て保管することで,原子炉		
				建屋付属棟近傍の非常用デ		
				ィーゼル発電設備燃料移送		
				ポンプ及び高圧炉心スプレ		
				イ系ディーゼル発電設備燃		
				料移送ポンプと共通要因に		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表		<u> </u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
2011 E 1 79EX.1 711.00	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	VII. 3
				よって同時に機能を損なわ		
				ないよう、位置的分散を図		
				る設計とする。 <b>①</b> (③ab重		
				複)		
				軽油タンク及びガスター		
				ビン発電設備軽油タンク		
				は,屋外に分散して設置す		
				ることで, 共通要因によっ		
				て同時に機能を損なわない		
				よう, 位置的分散を図る設		
				計とする。 <b>①</b> (③ac重複)		
				10.2.2.2 悪影響防止		
				基本方針については,「1.		
				1.7.1 多様性, 位置的分散,		
				悪影響防止等」に示す。		
				常設代替交流電源設備の		
				ガスタービン発電機,ガス		
				タービン発電設備軽油タン		
				ク及びガスタービン発電設		
				備燃料移送ポンプは、通常		
				時は遮断器等により接続先		
				の系統から隔離し, 重大事		
				故等時に遮断器操作等によ		
				り重大事故等対処設備とし		
				ての系統構成とすること		
				で,他の設備に悪影響を及		
				ぼさない設計とする。		
				常設代替交流電源設備の		
				タンクローリは、接続先の		
				系統と分離して保管し,重		
				大事故等時に接続、弁操作		
				等により重大事故等対処設		
				備としての系統構成とする		
				ことで,他の設備に悪影響		
				を及ぼさない設計とする。		
				常設代替交流電源設備の		
	I .	1	I			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

### 亜米車頃との対比率

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			1 2 2	軽油タンクは、重大事故等		
				時に弁操作等により重大事		
				故等対処設備としての系統		
				構成とすることで、他の設		
				備に悪影響を及ぼさない設		
				計とする。		
				ガスタービン発電機及び		
				ガスタービン発電設備燃料		
				移送ポンプは、飛散物とな		
				って他の設備に悪影響を及		
				ぼさない設計とする。		
				タンクローリは輪留めに		
				よる固定等をすることで、		
				他の設備に悪影響を及ぼさ		
				ない設計とする。		
				可搬型代替交流電源設備		
				の電源車及びタンクローリ		
				は、接続先の系統と分離し		
				て保管し,重大事故等時に		
				接続, 弁操作, 遮断器操作等		
				により重大事故等対処設備		
				としての系統構成とするこ		
				とで,他の設備に悪影響を		
				及ぼさない設計とする。		
				可搬型代替交流電源設備		
				の軽油タンク及びガスター		
				ビン発電設備軽油タンク		
				は, 重大事故等時に弁操作		
				等により重大事故等対処設		
				備としての系統構成とする		
				ことで,他の設備に悪影響		
				を及ぼさない設計とする。		
				電源車及びタンクローリ		
				は輪留めによる固定等をす		
				ることで,他の設備に悪影		
				響を及ぼさない設計とす		
				る。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

### 亜米車頃との対比率

			要求事項との対比表し		L	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		- TRH/321 (D)	17.70	所内常設蓄電式直流電源	X o an including the second se	
				設備の125V 蓄電池2A, 125V		
				蓄電池2B, 125V 充電器2A		
				最電池2B, 125V 光電器2A 及び125V 充電器2B は, 通		
				常時は設計基準事故対処設		
				備として使用する場合と同		
				じ系統構成とし, 重大事故		
				等時においても通常時と同		
				じ系統構成で重大事故等対		
				処設備として使用すること		
				で,他の設備に悪影響を及		
				ぼさない設計とする。		
				常設代替直流電源設備の		
				125V 代替蓄電池は,通常時		
				は非常用直流電源設備と隔		
				離し,重大事故等時に遮断		
				器操作により重大事故等対		
				処設備としての系統構成と		
				することで,他の設備に悪		
				影響を及ぼさない設計とす		
				る。		
				常設代替直流電源設備の		
				250V 蓄電池は,通常時は常		
				用直流電源設備として使用		
				する場合と同じ系統構成と		
				し, 重大事故等時において		
				も通常時と同じ系統構成で		
				重大事故等対処設備として		
				使用することで、他の設備		
				に悪影響を及ぼさない設計		
				とする。		
				可搬型代替直流電源設備		
				の125V 代替蓄電池及び		
				125V 代替充電器は、通常時		
				は非常用直流電源設備と隔離し、乗り、乗り、乗り		
				離し、重大事故等時に遮断		
l				器操作により重大事故等対		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

安水争頃との対比表								
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
				処設備としての系統構成と				
				することで,他の設備に悪				
				影響を及ぼさない設計とす				
				る。				
				可搬型代替直流電源設備				
				の250V 蓄電池及び250V 充				
				電器は、通常時は常用直流				
				電源設備として使用する場				
				合と同じ系統構成とし,重				
				大事故等時においても通常				
				時と同じ系統構成で重大事				
				故等対処設備として使用す				
				ることで,他の設備に悪影				
				響を及ぼさない設計とす				
				る。				
				可搬型代替直流電源設備				
				の電源車及びタンクローリ				
				は、接続先の系統と分離し				
				て保管し、重大事故等時に				
				接続, 弁操作, 遮断器操作等				
				により重大事故等対処設備				
				としての系統構成とするこ				
				とで、他の設備に悪影響を				
				及ぼさない設計とする。				
				可搬型代替直流電源設備				
				の軽油タンク及びガスター				
				ビン発電設備軽油タンク				
				は、重大事故等時に弁操作				
				等により重大事故等対処設				
				備としての系統構成とする				
				ことで,他の設備に悪影響				
				を及ぼさない設計とする。				
				電源車及びタンクローリ				
				は輪留めによる固定等をす				
				ることで、他の設備に悪影				
				響を及ぼさない設計とす				
				る。				
	l .			W 0	l .			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

### 亜米車頃との対比率

			要求事項との対比表し		-	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	金/14KH177 #1 (1897	金件版前为對 (区)	132	代替所内電気設備のガス	人 0	
				タービン発電機接続盤、緊		
				急用高圧母線2F系,緊急用		
				高圧母線2G 系,緊急用動力		
				電圧 母縁26 未, 紫志用動力 変圧器2G 系及び緊急用低		
				圧母線2G 系は,通常時は遮		
				断器により接続先の系統か		
				ら隔離し、重大事故等時に		
				遮断器操作により重大事故		
				等対処設備としての系統構		
				成とすることで、他の設備		
				に悪影響を及ぼさない設計		
				とする。		
				代替所内電気設備の緊急		
				用交流電源切替盤2G 系, 緊		
				急用交流電源切替盤2C 系,		
				緊急用交流電源切替盤2D		
				系,非常用高圧母線2C 系及		
				び非常用高圧母線2D 系は,		
				重大事故等時に遮断器操作		
				により重大事故等対処設備		
				としての系統構成とするこ		
				とで,他の設備に悪影響を		
				及ぼさない設計とする。		
				燃料補給設備のタンクロ		
				ーリは,接続先の系統と分		
				離して保管し, 重大事故等		
				時に接続、弁操作等により		
				重大事故等対処設備として		
				の系統構成とすることで,		
				他の設備に悪影響を及ぼさ		
				ない設計とする。		
				燃料補給設備の軽油タン		
				ク及びガスタービン発電設		
				備軽油タンクは, 重大事故		
				等時に弁操作等により重大		
				事故等対処設備としての系		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

### 亜米車項レの対比率

			要求事項との対比表し		L	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				統構成とすることで,他の		
				設備に悪影響を及ぼさない		
				設計とする。		
				タンクローリは輪留めに		
				よる固定等をすることで、		
				他の設備に悪影響を及ぼさ		
				ない設計とする。		
				4 (MAIL 9 %)		
				4		
				10.2.2.3 容量等		
				基本方針については,「1.		
				1.7.2 容量等」に示す。		
				ガスタービン発電機は,		
				想定される重大事故等時に		
				おいて, 炉心の著しい損傷,		
				原子炉格納容器の破損, 使		
				用済燃料プール内の燃料体		
				等の著しい損傷及び運転停		
				止中原子炉内燃料体の著し		
				い損傷を防止するために必		
				要な容量を有する設計とす		
				る。		
				ガスタービン発電設備軽		
				油タンクは,想定される重		
				大事故等時において, その		
				機能を発揮することが必要		
				な重大事故等対処設備が,		
				事故後7日間連続運転する		
				ために必要となる燃料を補		
				給可能な容量を,軽油タン		
				クよりタンクローリを用い		
				て補給する容量を考慮して		
				有する設計とする。		
				ガスタービン発電設備燃		
				料移送ポンプは、想定され		
				る重大事故等時において,		
				ガスタービン発電機の運転		
	1	1	1	// // ピッ元电/級ッ定科		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				に必要な燃料を補給できる		
				ポンプ容量を有する設計と		
				する。		
				電源車は、想定される重		
				大事故等時において、最低		
				限必要な設備に電力を供給		
				できる容量を有するものを		
				1セット2台使用する。保		
				有数は、2セット4台に加		
				えて,故障時及び保守点検		
				による待機除外時のバック		
				アップ用として1台の合計		
				5台を保管する。		
				なお、バックアップ用の		
				1台は,緊急時対策所用代		
				替交流電源設備の電源車		
				(緊急時対策所用)の予備		
				としても使用する。		
				125V蓄電池2A及び125V蓄		
				電池2Bは、想定される重大		
				事故等時において, 1時間		
				以内に中央制御室において		
				行う簡易な操作での切離し		
				以外の負荷の切離しを行わ		
				ず8時間,その後必要な負		
				荷以外を切り離して16時		
				間の合計24 時間にわたり		
				必要な設備に電力を供給で		
				きる容量を有する設計とす		
				る。		
				125V 代替蓄電池は、想定		
				される重大事故等時におい		
				て、8時間後に不要な負荷		
				の切離しを行い、24 時間に		
				わたり必要な設備に電力を		
				供給できる容量を有する設		
				計とする。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	安水争頃との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
				250V 蓄電池は, 想定され		
				る重大事故等時において,		
				1時間後に中央制御室にお		
				いて行う簡易な操作での切		
				離し以外の負荷の切離しを		
				行わず, 24 時間にわたり必		
				要な設備に電力を供給でき		
				る容量を有する設計とす		
				る。		
				125V 代替充電器は,想定		
				される重大事故等時におい		
				て、必要な設備に電力を供		
				給できる容量を有する設計		
				とする。		
				250V 充電器は, 想定され		
				る重大事故等時において,		
				必要な設備に電力を供給で		
				きる容量を有する設計とす		
				る。		
				ガスタービン発電機接続		
				盤, 緊急用高圧母線2F系, 緊		
				急用高圧母線2G系, 緊急用		
				動力変圧器2G系及び緊急用		
				低圧母線2G系は, 想定され		
				る重大事故等時において,		
				必要な設備に電力を供給で		
				きる容量を有する設計とす		
				る。		
				軽油タンクは、設計基準		
				事故対処設備と兼用してお		
				り,設計基準事故対処設備		
				としての容量が, 想定され		
				る重大事故等時において,		
				その機能を発揮することが		
				必要な重大事故等対処設備		
				が,事故後7日間連続運転		
				するために必要となる燃料		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

### 亜米車項レの対比率

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				を供給できる容量を有して		
				いるため,設計基準事故対		
				処設備と同仕様で設計す		
				る。		
				タンクローリは,想定さ		
				れる重大事故等時におい		
				て,その機能を発揮するこ		
				とが必要な重大事故等対処		
				設備に,燃料を補給できる		
				容量を有するものを1セッ		
				ト2台使用する。保有数は,		
				1セット2台に加えて,故		
				障時及び保守点検による待		
				機除外時のバックアップ用		
				として1台の合計3台を保		
				管する。		
				\$		
				10.2.2.4 環境条件等		
				基本方針については,「1.		
				1.7.3 環境条件等」に示す。		
				ガスタービン発電機,ガ		
				スタービン発電設備軽油タ		
				ンク及びガスタービン発電		
				設備燃料移送ポンプは,屋		
				外に設置し,想定される重		
				大事故等時における環境条		
				件を考慮した設計とする。		
				ガスタービン発電機は,		
				外部電源喪失時に自動起動		
				し, 想定される重大事故等		
				時において,中央制御室又		
				は設置場所からの操作も可		
				能な設計とする。		
				ガスタービン発電設備軽		
				油タンクの系統構成に必要		
				な弁の操作は、想定される		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八 重大事故等時において,設	及び基本設計方針との対比	
				置場所で可能な設計とす		
				直場別 (円能な設計です)		
				ガスタービン発電設備燃		
				料移送ポンプは、ガスター		
				ビン発電機起動後に自動起		
				動し、想定される重大事故		
				等時において、設置場所か		
				らの操作も可能な設計とす		
				3.		
				電源車は、屋外に保管及		
				び設置し,想定される重大		
				事故等時における環境条件		
				を考慮した設計とする。		
				電源車の常設設備との接		
				続及び操作は, 想定される		
				重大事故等時において,設		
				置場所で可能な設計とす		
				る。		
				125V 蓄電池2A, 125V 蓄		
				電池2B, 125V 充電器2A 及		
				び125V 充電器2B は,制御		
				建屋内に設置し, 想定され		
				る重大事故等時における環		
				境条件を考慮した設計とす		
				る。		
				125V 代替蓄電池, 250V		
				蓄電池, 125V 代替充電器及		
				び250V 充電器は、制御建屋		
				内に設置し, 想定される重		
				大事故等時における環境条		
				件を考慮した設計とする。		
				ガスタービン発電機接続		
				盤及び緊急用高圧母線2F		
				系は,緊急用電気品建屋(地		
				下階)に設置し、想定される		
				重大事故等時における環境		
			I	三八甲以 守門におり 3 株先		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表		<u> </u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
[X   A + M, X   M + M	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	νm·. Σ
				条件を考慮した設計とす		
				る。		
				緊急用高圧母線2F 系は,		
				ガスタービン発電機起動後		
				に自動投入し, 想定される		
				重大事故等時において,中		
				央制御室又は設置場所から		
				の操作も可能な設計とす		
				る。		
				緊急用高圧母線2G 系, 緊		
				急用動力変圧器2G 系, 緊急		
				用低圧母線2G 系, 緊急用交		
				流電源切替盤2G 系, 緊急用		
				交流電源切替盤2C 系, 緊急		
				用交流電源切替盤2D 系,非		
				常用高圧母線2C 系及び非		
				常用高圧母線2D 系は, 原子		
				炉建屋付属棟内に設置し,		
				想定される重大事故等時に		
				おける環境条件を考慮した		
				設計とする。		
				緊急用高圧母線2G 系, 緊		
				急用交流電源切替盤2G 系,		
				緊急用交流電源切替盤2C		
				系,緊急用交流電源切替盤		
				2D 系,非常用高圧母線2C		
				系及び非常用高圧母線2D		
				系の操作は、想定される重		
				大事故等時において、中央		
				制御室又は設置場所で可能		
				な設計とする。		
				軽油タンクは、屋外に設		
				置し、想定される重大事故		
				等時における環境条件を考		
				慮した設計とする。		
				軽油タンクの系統構成に		
		1		必要な弁の操作は, 想定さ		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表		<u> </u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
241141 1 70273 731 17	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	VII 3
				れる重大事故等時におい		
				て,設置場所で可能な設計		
				とする。		
				タンクローリは,屋外に		
				保管及び設置し, 想定され		
				る重大事故等時における環		
				境条件を考慮した設計とす		
				る。		
				タンクローリの常設設備		
				との接続及び操作は,想定		
				される重大事故等時におい		
				て、設置場所で可能な設計		
				とする。		
				6		
				10.2.2.5 操作性の確保		
				基本方針については,「1.		
				1.7.4 操作性及び試験・検		
				査性」に示す。		
				常設代替交流電源設備		
				は、想定される重大事故等		
				時において、通常時の系統		
				構成から遮断器操作等によ		
				り速やかに切り替えられる		
				設計とする。		
				ガスタービン発電機は,		
				外部電源喪失時に自動起動		
				し、中央制御室の操作スイ		
				ッチ等からの操作も可能な		
				設計とする。系統構成に必		
				要な遮断器等は、中央制御		
				室の操作スイッチ等により		
				操作が可能な設計とする。		
				可搬型代替交流電源設備		
				は、想定される重大事故等		
				時において、通常時の系統		
				構成から遮断器操作等によ		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

			要求事項との対比表			
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
2011-12-17-2013	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	VIII - 3
				り速やかに切り替えられる		
				設計とする。		
				電源車は,付属の操作ス		
				イッチ等により, 設置場所		
				での操作が可能な設計とす		
				る。系統構成に必要な遮断		
				器等は,中央制御室の操作		
				スイッチ等により操作が可		
				能な設計とする。		
				電源車は,車両として屋		
				外のアクセスルートを通行		
				してアクセス可能な設計と		
				するとともに,設置場所に		
				て輪留めによる固定等が可		
				能な設計とする。		
				電源車を接続する接続箇		
				所については, コネクタ接		
				続とし、ケーブルを確実に		
				接続できる設計とするとと		
				もに、確実な接続ができる		
				よう足場を設ける設計とす		
				る。		
				所内常設蓄電式直流電源		
				設備及び常設代替直流電源		
				設備の250V 系統は、想定さ		
				れる重大事故等時におい		
				て,通常時の系統構成とし		
				て使用する場合と同じ系統		
				構成で重大事故等対処設備		
				として使用する設計とす		
				る。		
				常設代替直流電源設備の		
				125V 系統及び可搬型代替		
				直流電源設備は、想定され		
				る重大事故等時において,		
				通常時の系統構成から遮断		
				器操作等により速やかに切		
	1			始保下守により迷てかに切		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

### 亜米車頃との対比率

			要求事項との対比表し		L_	J
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				り替えられる設計とする。		
				代替所内電気設備は,想		
				定される重大事故等時にお		
				いて、通常時の系統構成か		
				ら遮断器操作により速やか		
				に切り替えられる設計とす		
				る。		
				■ Sala Sala Sala Sala Sala Sala Sala Sal		
				ガスタービン発電機起動後		
ı				に自動投入し、中央制御室		
				の操作スイッチ等による操		
				作も可能な設計とする。		
				緊急用高圧母線2G 系, 緊		
				急用交流電源切替盤2G 系,		
				緊急用交流電源切替盤2C		
				系,緊急用交流電源切替盤		
				2D 系,非常用高圧母線2C		
				系及び非常用高圧母線2D		
				系は,中央制御室の操作ス		
				イッチ等により操作が可能		
				な設計とする。		
				燃料補給設備は, 想定さ		
				れる重大事故等時におい		
				て,通常時の系統構成から		
				弁操作等により速やかに切		
				り替えられる設計とする。		
				軽油タンク及びガスター		
				ビン発電設備軽油タンク		
				は,系統構成に必要な弁を,		
				設置場所での手動操作が可		
				能な設計とする。		
				タンクローリは,付属の		
				操作スイッチにより、設置		
				場所での操作が可能な設計		
				とし,系統構成に必要な弁		
I				は設置場所での手動操作が		
				可能な設計とする。		
				門肥は取引とりる。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

### 亜米車項レの対比率

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				タンクローリは, 車両と		
				して屋外のアクセスルート		
				を通行してアクセス可能な		
				設計とするとともに,設置		
				場所にて輪留めによる固定		
				等が可能な設計とする。		
				タンクローリを接続する		
				接続口については、専用の		
				接続方式とし、接続治具を		
				用いてホースを確実に接続		
				することができる設計とす		
				る。		
				$\Diamond$		
				10.2.3 主要設備及び仕様		
				代替電源設備の主要機器		
				仕様を第10.2-1 表に示		
				す。③		
				10.2.4 試験検査		
				基本方針については,「1.		
				1.7.4 操作性及び試験・検		
				査性」に示す。		
				ガスタービン発電機は,		
				発電用原子炉の運転中又は		
				停止中に機能・性能及び外		
				観の確認が可能な設計とす		
				るとともに,分解が可能な		
				設計とする。		
				ガスタービン発電設備軽		
				油タンクは,発電用原子炉		
				の運転中又は停止中に漏え		
				いの有無の確認が可能な設		
				計とする。また、発電用原子		
				炉の停止中に内部の確認が		
				可能な設計とする。		
				ガスタービン発電設備燃		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	至平区日万里(刊)	至平区门刀町(区)	4.2		及び室本政司分割との利比	
				料移送ポンプは、発電用原		
				子炉の運転中又は停止中に		
				機能・性能及び漏えいの有		
				無の確認が可能な設計とす		
				る。		
				また、ガスタービン発電		
				設備燃料移送ポンプは,発		
				電用原子炉の運転中又は停		
				止中に分解及び外観の確認		
				が可能な設計とする。		
				電源車は,発電用原子炉		
				の運転中又は停止中に機		
				能・性能の確認が可能な設		
				計とするとともに,分解又		
				は取替えが可能な設計とす		
				る。また、電源車は、車両と		
				して運転状態の確認及び外		
				観の確認が可能な設計とす		
				る。		
				125V 蓄電池2A, 125V蓄電		
				池2B, 125V 代替蓄電池,		
				250V 蓄電池, 125V 充電器		
				2A, 125V 充電器2B, 125V 代		
				替充電器及び250V 充電器		
				は、発電用原子炉の運転中		
				又は停止中に機能・性能及		
				び外観の確認が可能な設計		
				とする。		
				ガスタービン発電機接続		
				盤, 緊急用高圧母線2F 系,		
				聚急用高圧母線2G 系,緊急		
				用動力変圧器2G 系, 緊急用		
				低压母線2G 系, 緊急用交流		
				電源切替盤2G 系,緊急用交		
				流電源切替盤20系,緊急用		
				交流電源切替盤2D 系,非常		
				用高圧母線2C 系及び非常		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

安水事項との対比衣						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	22/14X #1 77 \$1 (114)	出户版前为到 (区)	71-22	用高圧母線2D 系は,発電用	次の金州級計分割でも利潤	
				原子炉の停止中に機能・性		
				能の確認が可能な設計とす		
				る。また、発電用原子炉の運		
				転中又は停止中に外観の確		
				認が可能な設計とする。		
				軽油タンクは、発電用原		
				子炉の運転中又は停止中に		
				漏えいの有無の確認が可能		
				な設計とする。また、発電用		
				原子炉の停止中に内部の確		
				認が可能な設計とする。		
				タンクローリは,発電用		
				原子炉の運転中又は停止中		
				に外観,機能・性能及び漏え		
				いの有無の確認が可能な設		
				計とするとともに,分解又		
				は取替えが可能な設計とす		
				る。また、タンクローリは、		
				車両として運転状態の確認		
				及び外観の確認が可能な設		
				計とする。		
				8		
				第10.2-1 表 代替電源設		
				備の主要機器仕様		
				(1) 常設代替交流電源設備		
				a. ガスタービン発電機		
				ガスタービン		
				台 数 2		
				使用燃料 軽油		
				出 力 約3,600kW(1台当た		
				り)		
				発電機		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

### 要求事項との対比表

安水争快との対比衣 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	CT3.1 BVH134 \$1 (Hd)	G-1 BAH1/721 (D)	12	台数 2	200 22 1 BY B1 24 B1 C 22 74 B1	
				種 類 三相同期発電機		
				容 量 約4,500kVA (1台当		
				たり)		
				力率 0.80 (遅れ)		
				電圧 6.9kV		
				周波数 50Hz		
				)AJ 1/2 300 JOHZ		
				b. ガスタービン発電設備		
				軽油タンク		
				基数3		
				本 数 3   容 量 約110kL (1基当た		
				り)		
				27		
				c. ガスタービン発電設備		
				燃料移送ポンプ		
				台 数 2		
				容量約3.0m <sup>3</sup> /h(1台当た		
				り)		
				全 圧 力 約0.5MPa [gage]		
				8-10-169		
				0 10 109		
				d. 軽油タンク		
				第10.1-5 表 非常用ディ		
				ーゼル発電機(高圧炉心ス		
				プレイ系ディーゼル発電機		
				を含む。)の主要機器仕様に		
				記載する。		
				PU特入 ブ ′ む 。		
				e. タンクローリ		
				台 数 2 (予備1)		
				古		
				台 里 *バ4. UKL (1 日 日 / C   り)		
				97		
				(2) 可搬型代替交流電源設		
				備		
				a. 電源車		
	l			a. 电你早		

様式-7

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表					
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	25/16CH177 #1 (1007	四/1KH/251 (K)	712	エンジン	人 (	
				台 数 4(予備1*1)		
				使用燃料 軽油		
				発電機		
				台 数 4 (予備 1 ** 1)		
				種 類 三相同期発電機		
				容 量 約400kVA (1台当た		
				9)		
				力 率 0.85 (遅れ)		
				電 圧 6.9kV		
				周 波 数 50Hz		
				※1:可搬型代替交流電源設		
				備の電源車, 可搬型代替直		
				流電源設備の電源車又は緊		
				急時対策所用代替交流電源		
				設備の電源車(緊急時対策		
				所用)として使用する。		
				b. 軽油タンク		
				第10.2-1 表 代替電源設		
				備の主要機器仕様「(1) d.		
				軽油タンク」に記載する。		
				c. ガスタービン発電設備		
				軽油タンク		
				第10.2-1 表 代替電源設		
				備の主要機器仕様「(1) b.		
				ガスタービン発電設備軽油		
				タンク」に記載する。		
				d. タンクローリ		
				第10.2-1 表 代替電源設		
				備の主要機器仕様「(1) e.		
				タンクローリ」に記載する。		
				(9) 正由尚凯莱昂平古法帝		
				(3) 所内常設蓄電式直流電		
				源設備		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

安水事項とり対比衣						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	金件以刊刀判 (削)	<b>金字以可刀到(収)</b>	<u> </u>	a. 125V 蓄電池2A	人の坐作版目が判しの利比	
				第10.1-3 表 直流電源設		
				備の主要機器仕様に記載す		
				る。		
				న.		
				b. 125V 蓄電池2B		
				第10.1-3 表 直流電源設		
				第10.1-3 表 直流電源設 備の主要機器仕様に記載す		
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
				る。		
				105V + 75 III 01		
				c. 125V 充電器2A		
				第10.1-3 表 直流電源設		
				備の主要機器仕様に記載す		
				る。		
				d. 125V 充電器2B		
				第10.1-3 表 直流電源設		
				備の主要機器仕様に記載す		
				る。		
				(4) 常設代替直流電源設備		
				a. 125V 代替蓄電池		
				組 数 1		
				電 圧 125V		
				容 量 約2,000Ah		
				b. 250V 蓄電池		
				組 数 1		
				電 圧 250V		
				容量約6,000Ah		
				·		
				(5) 可搬型代替直流電源設		
				備		
				a. 125V 代替蓄電池		
				第10.2-1 表 代替電源設		
				備の主要機器仕様「(4) a.		
				125V 代替蓄電		
				1201 八台台电		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

#### 要求事項との対比表

	要求事項との対比表						
技術基準規則·解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
	<b>本本以刊カ州 (刊)</b>	本中以刊 刀 如 (仮)		池」に記載する。	及い基本政司力到との利比		
				他」に記載する。			
				a open the state			
				b. 250V 蓄電池			
				第10.2-1 表 代替電源設			
				備の主要機器仕様「(4)b.			
				250V 蓄電池」に記載する。			
				c. 電源車			
				第10.2-1 表 代替電源設			
				備の主要機器仕様「(2) a.			
				電源車」に記載する。			
				d. 125V 代替充電器			
				個 数 1			
				直流出力電圧 133.8V			
				直流出力電流 約700A			
				e. 250V 充電器			
				個数 1			
				直流出力電圧 258.7V			
				直流出力電流 約400A			
				C +67 NL to N to			
				f. 軽油タンク (*** *** *** *** *** *** *** *** *** *			
				第10.2-1 表 代替電源設			
				備の主要機器仕様「(1) d.			
				軽油タンク」に記載する。			
				g. ガスタービン発電設備			
				軽油タンク			
				第10.2-1 表 代替電源設			
				備の主要機器仕様「(1)b.			
				ガスタービン発電設備軽油			
				タンク」に記載する。			
				h. タンクローリ			
				第10.2-1 表 代替電源設			
				備の主要機器仕様「(1) e.			
	<u> </u>	1	1		1		

様式-7

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

	要水事項との対比表					
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				タンクローリ」に記載する。		
				(6) 代替所内電気設備		
				a. ガスタービン発電機接		
				続盤		
				個 数 2		
				定格電圧 7.2kV		
				b. 緊急用高圧母線		
				個 数 3		
				定格電圧 7.2kV		
				c. 緊急用動力変圧器		
				個数 1		
				容量約750kVA		
				定格電圧 6.75kV/460V		
				d . 緊急用低圧母線		
				個数3		
				M		
				足術电圧 0001		
				e. 緊急用交流電源切替盤		
				個数 3		
				定格電圧 600V		
				f . 非常用高圧母線		
				第10.1-1 表 メタルクラ		
				ッド開閉装置 (高圧母線) の		
				主要機器仕様に記載する。		
				(7) 燃料補給設備		
				a. 軽油タンク		
				第10.2-1 表 代替電源設		
				備の主要機器仕様「(1) d.		
				軽油タンク」に記載する。		
				b. ガスタービン発電設備		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				軽油タンク 第10.2-1 表 代替電源設 備の主要機器仕様「(1)b.		
				ガスタービン発電設備軽油タンク」に記載する。		
				c. タンクローリ 第10.2-1 表 代替電源設 備の主要機器仕様「(1) e.		
				タンクローリ」に記載する。		

【第72条 電源設備】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

# 各条文の設計の考え方

技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方   図	hh.	70 夕 (承海池(井)								
No.		第72条(電源設備)								
記載する事項   適合性の考え方   理由   項   号   解釈   露付書類   重大事故等の落生に対 技術基準の要求を受けた内容とし   1	1.		の適合性に関する考え万		<u> </u>					
□ する必要な電力の確保 で記載している。 1	No.		適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類				
日 上	1			1	_	_				
<ul> <li>② に対する独立性及び位置的分散</li> <li>① 何搬型代替交流電源設備の配備の配備の配置源設備の配置源設備の配置源設備の設置</li> <li>③ 所内常設直流電源設備の設置の設置の設置の設置の設置の設置の設置の設置の支援の主要の設置の支援の主要の設置の支援の主要の設置の支援を表する事項を表する。</li> <li>② 燃料補給設備の機能を関する事項を表する事故等時にもその機能を期待するため記載している。 コーム・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース</li></ul>	2		同上	1	1 a) ii)	a, b, c, e, f, g, h				
<ul> <li>● 備の配備</li> <li>同 上</li> <li>1 1 a) 1) a, b, c, e, f, g, h</li> <li>⑤ 所内常設直流電源設備の設置</li> <li>同 上</li> <li>1 1 b) a, b, c, e, f, g, h</li> <li>⑥ 常設代替直流電源設備の設置</li> <li>同 上</li> <li>1 1 c) a, b, c, e, f, g, h</li> <li>⑦ 情趣型代替直流電源設備の設置</li> <li>同 上</li> <li>1 1 c) a, b, c, e, f, g, h</li> <li>⑧ 化替所内電源設備の設置</li> <li>⑥ 成業所の整備</li> <li>⑥ 成本が一ブル仕様の採用方針に関する事項をびケーブル仕様の採用方針に関する事項をできるガイドの内容を受けて記載している。</li> <li>⑩ 燃料補給設備の機能</li> <li>砂 震声可との整合を鑑み記載して、っ。</li> <li>・ 常用交流電源設備の設置</li> <li>砂 設置許可との整合を鑑み記載して、っ。</li> <li>・ 市場用交流電源設備の設置</li> <li>② 非常用直流電源設備の設置</li> <li>⑥ 計基準対象設備であるが、重大事故等時にもその機能を期待するため記載している。</li> <li>② 非常用直流電源設備の設置</li> <li>⑥ 力にもその機能を期待するため記載している。</li> <li>② 非常用直流電源設備の設置</li> <li>② おはしている。</li> <li>③ 与機間の電力融通</li> <li>② 大川 2 号機単独申請のため除外する。</li> <li>② 支援下可本文のうち、基本設計方針に記載しない。</li> <li>○ 本設計が多外であるため記載しない。</li> <li>○ 上 2 と設備及び仕様</li> <li>② 主要設備及び仕様</li> <li>② 推機駆動用機料の補給</li> </ul>	3	に対する独立性及び位		1		a, d, e				
□ 上 1 1 b) a, b, c, e, f ② 常設代替直流電源設備 同 上 - a, b, c, e, f ② 可搬型代替直流電源設備の整備 同 上 1 1 c) a, b, c, e, f, g, h ② 投替所内電源設備の設置 同 上 1 1 e) a, b, c, e, f, g, h ② 及びケーブル仕様の探報している。 日 1 1 e) a, b, c, e, f ② 股電系統に関する事項 関係するガイドの内容を受けて記 セ c ② 及びケーブル仕様の探報している。 お	4		同 上	1	1 a) i)	a, b, c, e, f, g, h				
<ul> <li>の設置 同上</li></ul>	(5)		同 上	1	1 b)	a, b, c, e, f				
<ul> <li>① 備の整備</li> <li>同 上</li> <li>1 1 c) a,b,c,e,f,g,h</li> <li>8 代替所内電源設備の設置</li> <li>同 上</li> <li>1 1 e) a,b,c,e,f</li> <li>配電系統に関する事項</li> <li>頭 及びケーブル仕様の採用方針に関する事項</li> <li>1 2 c</li> <li>2 数置許可との整合を鑑み記載して</li></ul>	6		同 上	l	_	a, b, c, e, f				
<ul> <li>図 配電系統に関する事項 関係するガイドの内容を受けて記</li></ul>	7		同 上	1	1 c)	a, b, c, e, f, g, h				
⑨ 及びケーブル仕様の採用方針に関する事項       関係するガイドの内容を受けて記 ー ー c         ⑩ 燃料補給設備の機能       設置許可との整合を鑑み記載して ー ー a, c, f, g, h         ⑪ 燃料補給設備の機能       設置許可との整合を鑑み記載して ー ー a, b, c, e, f, g, h         ⑪ 非常用交流電源設備の設置       設置 ー ー ー a, b, c, e, f, g, h         ⑫ 設置       非常用直流電源設備の設置 レ ー ー ー a, b, c, e, f         ⑬ 号機間の電力融通       ケ川 2 号機単独申請のため除外する。	8		同 上	1	1 e)	a, b, c, e, f				
<ul> <li>(1) 燃料補給設備の機能 いる。</li> <li>事常用交流電源設備の設置 おいる。</li> <li>取計基準対象設備であるが、重大事故等時にもその機能を期待するため記載している。</li> <li>(1) 非常用直流電源設備の設置 ローーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー</li></ul>	9	及びケーブル仕様の採		_	_	С				
<ul> <li>取置</li> <li>お常用交流電源設備の設置</li> <li>おおま常用直流電源設備の設置</li> <li>おおまれます。</li> <li>おおまれます。</li> <li>おおまれます。</li> <li>の記載している。</li> <li>おおまれます。</li> <li>の記載している。</li> <li>の記載している。</li> <li>の記載している。</li> <li>のおいます。</li> <li>のはいます。</li> <li>のはいますます。</li> <li>のはいますます。</li> <li>のはいますます。</li> <li>のはいまするはいます。</li> <li>のはいまするはいます。</li> <li>のはいますます。</li> <li>のはいますます。</li> <li>のはいますます。</li> <li>のはいますます。</li> <li>のはいますます。</li> <li>のはいますます。</li> <li>のはいますます。</li> <li>のはいますますます。</li> <li>のはいますますますます。</li> <li>のはいますますますますますますます。</li> <li>のはいますますますますますますます。</li> <li>のはいますますますますますますますますますますますますますますますますますますます</li></ul>	10	燃料補給設備の機能		_	_	a, c, f, g, h				
記置	(1)		故等時にもその機能を期待するた		_	a, b, c, e, f, g, h				
③ 号機間の電力融通       る。       1 1 d) -         ④ 所内常設直流電源設備 (3系統目) (3系統目) は,今回の変更申請対象外であるた 2 2 -       2 -         ② 系統目)       は,今回の変更申請対象外であるた 2 2 -       2 -         ② 設置許可本文のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方       添付書類         ③ 重複記載 設置許可の中で重複記載があるため記載しない。 -       次付書類         ② 主要設備及び仕様 要目表に記載しているため記載しない。 a,c       第61~71条に対する内容であり,本条文では記載しな -	12		同 上	-	_	a, b, c, e, f				
(4)       所内常設直流電源設備 (3 系統目)       は,今回の変更申請対象外であるた 2 2 め記載しない。         2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方         No. 項目 考え方 添付書類         ① 重複記載 設置許可の中で重複記載があるため記載しない。 - ② 主要設備及び仕様 要目表に記載しているため記載しない。 a,c         (3)       補機駆動用燃料の補給	13	号機間の電力融通		1	1 d)	_				
No.       項目       考え方       添付書類         ① 重複記載       設置許可の中で重複記載があるため記載しない。       -         ② 主要設備及び仕様       要目表に記載しているため記載しない。       a, c         ③ 補機駆動用燃料の補給       第61~71条に対する内容であり、本条文では記載しな       -	14		は,今回の変更申請対象外であるた	2	2	_				
① 重複記載       設置許可の中で重複記載があるため記載しない。       -         ② 主要設備及び仕様       要目表に記載しているため記載しない。       a, c         ③ 補機駆動用燃料の補給       第61~71条に対する内容であり、本条文では記載しな       -	2.	設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方								
② 主要設備及び仕様       要目表に記載しているため記載しない。       a, c         ③ 補機駆動用燃料の補給       第61~71条に対する内容であり,本条文では記載しな       -	No.	項目	考え方	添付書類						
③ 補機駆動用燃料の補給 第61~71条に対する内容であり、本条文では記載しな -		重複記載	設置許可の中で重複記載があるため	_						
3     補機駆動用燃料の補給	2	主要設備及び仕様	要目表に記載しているため記載しな	要目表に記載しているため記載しない。						
	3	補機駆動用燃料の補給		<b>本条文で</b> に	は記載しな	_				

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第72条 電源設備】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

3.	設置許可添八のうち、基	本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類				
$\langle 1 \rangle$	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	_				
2>	記載箇所の呼び込み	設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。	_				
3>	主要設備及び仕様	要目表に記載しているため記載しない。	a, c				
4>	悪影響防止	第54条に対する内容であり、本条文では記載しない。	_				
\$	容量等	同 上	_				
<b>€</b>	環境条件等	同 上	_				
$\bigcirc$	操作性の確保	同 上	_				
<b>⊗</b>	試験検査	同 上	_				
<b>9</b> >	補機駆動用燃料の補給	第61~71条に対する内容であり,本条文では記載しない。	_				
4.	詳細な検討が必要な事項						
No.		書類名					
a	要目表						
b	単線結線図						
С	設備別記載事項の設定根	拠に関する説明書					
d	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書						
е	非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図						
f	構造図						
g	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書						
h	燃料系統図						
i	発電用原子炉の設置の許	可と整合性に関する説明書					
j	設計及び工事に係る品質	マネジメントシステムに関する説明書					